

第15期 定時株主総会 招集ご通知



日 時 2017年6月23日（金）午前10時
(受付開始 午前8時30分)



場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム（ホールA）



議 案

取締役会および指名委員会から
ご提案させていただく議案
会社提案 第1号議案（定款一部変更の件）
第2号議案（取締役13名選任の件）

一部の株主さまから
ご提案された議案
株主提案 第3号議案～第19号議案



郵送またはインターネットによる議決権行使の期限
2017年6月22日（木）午後5時まで

▶ 詳細は8～10頁をご参照ください。



株式会社みずほフィナンシャルグループ

証券コード：8411

「総合金融コンサルティンググループ」
の実現に向け、
One MIZUHO戦略を“加速”させてま
いります。

取締役
執行役社長 グループCEO

佐藤 康博

中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』

2016年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』をスタートいたしました。この計画では、One MIZUHO戦略をさらに進化させ、お客さまにしっかりと寄り添い、課題解決へと導くベストパートナーとなることを目指してまいります。

計画初年度である2016年度は、「お客さま第一」のさらなる徹底を図るべく、カンパニー制を導入するとともに、グループの資産運用機能を統合したアセットマネジメントOneの設立、シンクタンク機能の強化などにより、One MIZUHO戦略を着実に前進させることができました。

2016年度決算～中期経営計画の初年度として順調な進捗～

2016年度は、マイナス金利の継続や金融市場の不透明感の高まりなどの厳しい事

One MIZUHO

未来へ。お客さまとともに

日本、そして、アジアと
世界の発展に貢献し、
お客さまから最も信頼される、
グローバルで開かれた
総合金融グループを目指します。



業環境が続きましたが、新たに導入したカンパニー制のもと、顧客部門においてソリューション関連収益を着実に伸ばしたことにより、政策保有株式の売却進展に伴う売却益やアセットマネジメントOne発足に伴う特別利益等の寄与により、親会社株主に帰属する当期純利益は6,035億円となり、業績予想の6,000億円を達成しました。

また、自己資本の状況につきましても、普通株式等Tier1比率（完全施行ベース、その他有価証券評価差額金を除く）は9.27%と十分な水準を維持しております。引き続き、安定的な収益構造と強固な財務基盤の構築を着実に進めてまいります。

2016年度の普通株式年間配当金につきましては、「連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する」との株主還元方針に基づき、1株当たり7円50銭といたしました。

2017年度～One MIZUHO戦略の“加速”～

金融機関を取り巻く経営環境は大きな変革の入口にありますが、こうした状況に

おきましても、金融機関の存在価値を踏まえ、当社グループが担う社会的使命をしっかりと果たしてまいります。そのためには、2017年度はOne MIZUHO戦略を“加速”させ、カンパニー制運営の高度化、注力分野へのメリハリの効いた経営資源の再配分、強靭な財務体質の確立などに重点を置いて取り組みを進めてまいります。また、デジタルテクノロジーを活用した、次世代ビジネスの実用化、業務プロセスの効率化・高度化を推進するとともに、お客さまの利益に真に適う商品・サービスの提供を一層徹底してまいります。こうした取り組みを通じ、「総合金融コンサルティンググループ」の実現に向けた道筋を確固たるものとしてまいります。

当社グループは、ブランドスローガン“One MIZUHO 未来へ。お客さまとともに”に込めた決意を全役職員が共有し、グループ一丸となって、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、引き続き、変わらぬご支援を賜わりますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

ご挨拶

「総合金融コンサルティンググループ」の実現に向けて P2

株主総会開催にあたってのご案内

第15期 定時株主総会招集ご通知

P6

株主総会の開催日時や場所などについてはこちらをご覧ください。

議決権行使のご案内

P6

当社の経営にご参加いただく重要な権利行使について説明しております。

株主総会にご出席いただける場合

 出席による議決権行使 P6

株主総会にご出席いただけない場合

 郵送による議決権行使 P8

 インターネットによる議決権行使 P10



株主総会で決議いただく事項

株主総会参考書類

P11

会社提案（第1号議案～第2号議案）

取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案 P11～29

株主提案（第3号議案～第19号議案）

一部の株主さまからご提案された議案 P30～45

取締役会は株主提案の各議案いずれにも反対しております。

業績と戦略についてのご報告

第15期事業報告

P46

事業戦略などを記載しております。

1. 当社の現況 P46 ／ 2. 会社役員 P66 ／ 3. 社外役員 P78
4. 当社の株式 P80 ／ 5. 当社の新株予約権等 P82
6. 会計監査人 P83 ／ 7. 業務の適正を確保するための体制 P85
8. 特定完全子会社 P94 ／ 9. その他（剰余金の配当等の決定に関する方針） P94

連結計算書類等

P95

詳細な財務情報や監査結果を記載しております。

連結計算書類 P95 ／ 計算書類 P98 ／ 監査報告書 P101

株主の皆さまとの対話を目指して

株主の皆さまへ

P104

当社の情報をわかりやすくまとめております。

コーポレート・ガバナンスについて P104

中期計画における財務目標の達成状況 P108 ／ 決算ハイライト P110

株主還元について P114 ／ 年間スケジュール P114



インターネットによる掲載事項

- 連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第24条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載することにより開示しておりますので、後記の「連結計算書類」および「計算書類」には記載しておりません。
したがって、後記の「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告を、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした「連結計算書類」および「計算書類」の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当社ウェブサイト** : <https://www.mizuho-fg.co.jp/>

株主各位

第15期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を右記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送またはインターネットにより、議決権行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類(11~45頁)をご検討いただき、議決権行使方法に関するご案内(8~10頁)をご高覧のうえ、**2017年6月22日(木曜日)午後5時までに**議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。なお、決議の結果は、当社ウェブサイト(<https://www.mizuho-fg.co.jp/>)にてご報告させていただきます。

敬具

東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役
執行役社長 グループCEO

佐藤 康博

**株主総会における議決権は、
株主の皆さまが当社の経営に参加できる重要な権利です。**

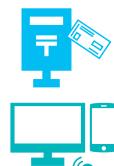
株主の皆さまにおかれましては、
当日のご出席または事前の議決権のご行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席
いただけける場合

ご入場に際しては、同封の「議決権行使書」を
会場受付にご提出ください。

また、第15期定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会にご出席
いただけない場合の
議決権行使について



郵送による議決権の行使

8頁へ



インターネットによる
議決権の行使

10頁へ

記

- 1. 日 時** 2017年6月23日（金曜日）午前10時（受付開始：午前8時30分）
- 2. 場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号東京国際フォーラム（ホールA）

3. 目的事項**〈報告事項〉**

第15期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

〈決議事項〉**会社提案（第1号議案～第2号議案）****取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案**

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役13名選任の件

株主提案（第3号議案～第19号議案）**一部の株主さまからご提案された議案**

第3号議案～第19号議案は一部の株主さまからのご提案であり、取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。

- 第3号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）
 第4号議案 定款一部変更の件（政策保有株式の議決権行使）
 第5号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）
 第6号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）
 第7号議案 定款一部変更の件（当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に出馬しながらも復職ができる制度の創設）
 第8号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示）
 第9号議案 定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）
 第10号議案 定款一部変更の件（株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと平等な取り扱いに関する規定）
 第11号議案 定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）
 第12号議案 定款一部変更の件（監査委員会における告発窓口の設置）
 第13号議案 定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）
 第14号議案 定款一部変更の件（出産や育てキャリアを中断した女性等に対する第二「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施）
 第15号議案 定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの禁止）
 第16号議案 定款一部変更の件（法務大臣の一連の行動に対する当社としての意見表明に関する特別委員会の設置）
 第17号議案 定款一部変更の件（石神井支店における口座凍結問題に関する特別調査委員会の設置）
 第18号議案 定款一部変更の件（特定の融資に関する特別調査委員会の設置）
 第19号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないように要望書の提出）

以上

株主総会運営についてのご案内

- 例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 当日ご出席の際は、同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。なお、代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。



郵送による議決権行使

株主総会における議決権は、株主の皆さまに当社の経営に参加いただく重要な権利です。株主総会にご出席されず、郵送による議決権行使をされる場合は、同封の「議決権行使書」をご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（11頁～45頁）をご参照ください。

議決権行使書イメージ

議 決 権 行 使 書		株主番号 御中	議決権行使個数 個																																
株式会社みずほフィナンシャルグループ 私は、2017年6月 23日開催の株式会社み ずほフィナンシャルグ ループ第15期定時株主 総会（その継続会または 延会を含む）の各議案に つき、右記（賛否を○印 で表示）のとおり議決権 行使します。 2017年6月 日																																			
各議案につき賛否の表 示がない場合は、会社提 案については賛、株主提 案については否の表示 があったものとしてお取 扱いいたします。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会社提案議案</th> <th colspan="6">株主提案議案</th> </tr> <tr> <th>第1号</th> <th>第2号 *</th> <th>第3号</th> <th>第4号</th> <th>第5号</th> <th>第6号</th> <th>第7号</th> <th>第8号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> <td>賛</td> </tr> <tr> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> <td>否</td> </tr> </tbody> </table> <p>*一部の候補者に異なる意思を示された場合は、該行を承認したうえで、当該候補者の番号をご記入下さい。 ○印面とインターネットに2回以上に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効に行使してお取扱い下さい。 ○印インターネット投票用紙面、議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱い下さい。</p>		会社提案議案		株主提案議案						第1号	第2号 *	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	否	否	否	否	否	否	否	否
会社提案議案		株主提案議案																																	
第1号	第2号 *	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号																												
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛																												
否	否	否	否	否	否	否	否																												
FG-015																																			

第1号議案～第2号議案は取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案です。

際 3. 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者に
つき異なる意思を表示される場合は、招集ご通知

第3号議案～第19号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも**反対**しております。詳細は**30頁以降**をご参照下さい。

各議案の賛否をご記入ください。

賛成の場合 「賛」 の欄に○印
反対の場合 「否」 の欄に○印

▶ 次ページに記載例を掲載しております。

会社提案議案	
第1号	第2号 *
賛	賛
否	否

会社提案・取締役会の意見に
ご賛同いただける場合

会社提案・取締役会の意見に
反対される場合



このような場合は**無効**となります
賛成、反対の両方に○を付けた場合

※各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があつたものとして取り扱いいたします。

※第2号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

議決権行使期限

2017年6月22日（木曜日）午後5時到着分まで

本総会では、会社提案（取締役会および指名委員会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主さまからご提案された議案）の決議を行います。
以下に議決権行使書の記入例をご紹介します。

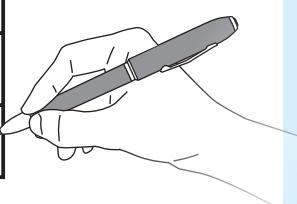
会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

会社提案議案	
第1号	第2号 ※
賛	賛
否	否

株主提案議案					
第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否

こちらが
当社取締役会の
意見です。
株主提案には
反対しております。

株主提案議案											
第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	第19号	
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	



会社提案・取締役会の意見に反対される場合

会社提案議案	
第1号	第2号 ※
賛	賛
否	否

株主提案議案					
第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
賛	賛	賛	賛	賛	賛
否	否	否	否	否	否

株主提案議案											
第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	第19号	
賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	
否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	否	



インターネットによる議決権行使

議決權行使期限

2017年 6月22日 (木曜日) 午後 5時送信分まで

株主総会における議決権は、株主の皆さんに当社の経営に参加いただく重要な権利です。株主総会に出席されず、インターネットによる議決権行使をされる場合は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトからご行使ください。議案の内容は株主総会参考書類（11頁～45頁）をご参照ください。

STEP

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

検索サイトで検索▶ **議決権行使 みずほ** 検索
 または
 議決権行使サイト▶ <http://www.it-soukai.com/>

... 議決権行使ウェブサイト ...

●当サイトのご利用にあたっては**この規約**をお読みいただき、ご了承いただけた場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用ください。

クリック
次へすすむ 
閉じる

右記QRコードからのアクセスも可能です▶ 

STEP

2 ログイン

The screenshot shows the 'Log In' page with a red box highlighting the 'Agree to Terms of Use' checkbox. The checkbox is labeled 'I agree to the terms of use' and has a question mark icon next to it. A large red arrow points from the 'Next' button to this checkbox, indicating it must be checked before proceeding.

STEM

3 パスワードの変更

議決權行使書

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力願います。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。
 - パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
 - 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
 - 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
 - インターネットで複数回議決権行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いいただけます。

会社提案

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、取得請求期間の末日である2016年6月30日までに取得請求のなかった第十一回第十一種優先株式を、2016年7月1日付で全て取得し、2016年7月13日付で保有する全ての第十一回第十一種優先株式を消却いたしましたので、発行可能株式総数および第一種優先株式に係る発行可能種類株式総数を減ずるとともに、所要の変更を行うもので

す。

変更の内容は、次の通りです。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行可能株式総数は、52,214,752,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。	第6条 当会社の発行可能株式総数は、51,300,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株、第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を、それぞれ超えないものとする。
普通株式 48,000,000,000株 第十一種の優先株式 914,752,000株	普通株式 48,000,000,000株
第一回第十四種の優先株式 900,000,000株 第二回第十四種の優先株式 900,000,000株 第三回第十四種の優先株式 900,000,000株 第四回第十四種の優先株式 900,000,000株 第一回第十五種の優先株式 900,000,000株 第二回第十五種の優先株式 900,000,000株 第三回第十五種の優先株式 900,000,000株 第四回第十五種の優先株式 900,000,000株 第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 (優先配当金)	第一回第十四種の優先株式 900,000,000株 第二回第十四種の優先株式 900,000,000株 第三回第十四種の優先株式 900,000,000株 第四回第十四種の優先株式 900,000,000株 第一回第十五種の優先株式 900,000,000株 第二回第十五種の優先株式 900,000,000株 第三回第十五種の優先株式 900,000,000株 第四回第十五種の優先株式 900,000,000株 第一回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 第二回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 第三回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 第四回第十六種の優先株式 1,500,000,000株 (優先配当金)
第13条 当会社は、第48条に定める剰余金の配当(ただし、同条に定める中間配当を除く。)については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。	第13条 当会社は、第48条に定める剰余金の配当(ただし、同条に定める中間配当を除く。)については、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において第14条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

現行定款	変更案
<p>第十一種の優先株式 <u>1株につき年50円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</u></p> <p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>(残余財産の分配) ② (条文省略) ③ (条文省略)</p> <p>第15条 当会社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第十一種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (条文省略) (優先株式の取得請求)</p> <p>第19条 第十一種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議で定める。</p> <p>② 第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間（以下、前項に定める期間とあわせて「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p>	<p>第一回から第四回までの第十四種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十五種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>第一回から第四回までの第十六種の優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める額</p> <p>(残余財産の分配) ② (現行のとおり) ③ (現行のとおり)</p> <p>第15条 当会社は、残余財産の分配については、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一回第十四種から第四回第十六種までの優先株式 1株につき1,000円</p> <p>② (現行のとおり) (優先株式の取得請求)</p> <p>第19条 (削除)</p> <p>第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株主は、発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当会社は、当該優先株式を取得することと引換えに当該優先株主に対して当会社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める。</p>

現行定款	変更案
<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第十一種、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額（ただし、第十一回第十一種優先株式については、1,000円とする。以下同じ。）を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第十一種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額で除して得られる株式の数、ならびに第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>⑤ (条文省略)</p>	<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第20条 当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかった第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は一銭の位まで算出し、その一銭の位を四捨五入する。</p> <p>② 前項の普通株式の数は、第一回から第四回までの第十四種および第一回から第四回までの第十五種の優先株式については、当該優先株式1株の払込金相当額を発行に際して取締役会の決議または取締役会による委任を受けた執行役の決定で定める下限取得価額で除して得られる株式の数を上限とする。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>④ (現行のとおり)</p> <p>⑤ (現行のとおり)</p>

第2号議案 取締役13名選任の件

第14期定時株主総会で選任されました全取締役13名のうち、津原 周作および藤原 弘治の両氏は2017年4月1日付で取締役を辞任しております。両氏を除く取締役11名は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次の通りです。

なお、社外取締役候補者6名については、全員が当社の定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。(同基準の概要については29頁をご参照ください。)

候補者番号		氏名	現在の当社における地位および担当	
1	再任	さとう 佐藤 康博	取締役 兼 執行役社長（代表執行役） グループCEO	
2	新任	にしやま 西山 隆憲	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）	
3	再任	いいだ 飯田 浩一	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	
4	新任	うめみや 梅宮 真	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	
5	新任	しばた 柴田 保之	執行役員 リスク統括部長	
6	再任 非執行	あや 綾 隆介	取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	
7	再任 非執行	ふなき 船木 信克	取締役	監査委員
8	再任 社外	せき 関 哲夫	取締役	報酬委員 監査委員
9	再任 社外	かわむら 川村 隆	取締役	指名委員 報酬委員
10	再任 社外	かいなか 甲斐中辰夫	取締役	指名委員 報酬委員 監査委員
11	再任 社外	あべ 阿部 紘武	取締役	報酬委員 監査委員
12	再任 社外	おおた 大田 弘子	取締役	指名委員
13	新任 社外	こばやし 小林 いずみ	リスク委員会 委員（外部専門家）	

社外 会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者

非執行 社内取締役（会社法第2条第15号に定める社外取締役以外の取締役をいう）のうち、当社または当社の子会社の執行役、執行役員、専門役員、使用人または業務執行取締役を兼務しない者

候補者
番号

1

さとう やすひろ
佐藤 康博

1952年4月15日生（65歳）

再任



現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役社長（代表執行役）グループCEO
所有する当社の株式の数	普通株式 45,180株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	取締役会13／13回（100%）

■取締役候補者とした理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取として、経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■略歴

2003年3月	MHCB 執行役員インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー
2004年4月	同 常務執行役員営業担当役員
2006年3月	同 常務取締役コーポレートバンキングユニット統括役員
2007年4月	同 取締役副頭取内部監査統括役員
2009年4月	同 取締役頭取（2013年7月まで）
2009年6月	当社 取締役
2011年6月	MHBK 取締役 当社 取締役社長（グループCEO）（2014年6月まで）
2013年7月	MHBK 取締役頭取 ^{(注)1}
2014年4月	同 取締役（現任） MHTB 取締役（現任） MHSC 取締役（現任）
2014年6月	当社 取締役兼執行役社長（グループCEO）（現任）

（用語の定義）MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、
MHTB：みずほ信託銀行株式会社、MHSC：みずほ証券株式会社

■重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 取締役 ／ みずほ信託銀行株式会社 取締役 ／ みずほ証券株式会社 取締役

候補者
番 号

2

にしやま たかのり
西山 隆憲

1962年5月9日生 (55歳)

新 任



現在の当社における
地位および担当

執行役常務 コンプライアンス統括グループ長 (グループCCO)

所有する当社の株式の数

普通株式 108,500株

取締役会等への出席状況
(2016年度)

—

■ 取締役候補者とした理由

1985年より、当社グループの一員として、広報、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■ 略歴

2012年 4月	MHBK 営業店業務第五部長
2014年 4月	同 執行役員大宮支店長
2015年 4月	同 常務執行役員営業担当役員
2016年 4月	同 常務執行役員営業部店担当役員
2017年 4月	当社 執行役常務コンプライアンス統括グループ長 (現任) MHBK 常務取締役コンプライアンス統括グループ長 (現任)

(用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務取締役

候補者
番 号

3

い い だ こ う い ち
飯田 浩一

1962年10月6日生（54歳）

再任



現在の当社における地位および担当	取締役 兼 執行役常務 企画グループ長（グループCSO）
所有する当社の株式の数	普通株式 11,520株
取締役会等への出席状況 (2016年度) ^{(注)2}	取締役会11／11回（100%）

■取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、財務・主計、経営企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■略歴

2012年 4月	MHCB 営業第十部長
	MHSC コーポレートカバレッジ第一部長（2016年4月まで）
2013年 7月	MHBK 営業第十部長 ^{(注)1}
2015年 4月	同 執行役員営業第十部長
2016年 4月	当社 執行役常務財務・主計グループ長
	MHBK 常務取締役財務・主計グループ長（2017年4月まで）
2016年 6月	当社 取締役兼執行役常務財務・主計グループ長
2017年 4月	同 取締役兼執行役常務企画グループ長（現任）
	MHBK 常務取締役企画グループ長（現任）

（用語の定義）MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、
MHSC：みずほ証券株式会社

■重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務取締役

候補者
番 号

4

うめみや まこと
梅宮 真

1964年12月23日生 (52歳)

新 任



現在の当社における地位および担当	執行役常務 財務・主計グループ長 (グループCFO)
所有する当社の株式の数	普通株式 18,900株
取締役会等への出席状況 (2016年度)	—

■ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■ 略歴

2012年 4月	MHBK 大阪支店長
2014年 4月	当社 財務企画部長 MHBK 財務企画部長
2015年 4月	当社 執行役員財務企画部長 MHBK 執行役員財務企画部長
2017年 4月	当社 執行役常務財務・主計グループ長 (現任) MHBK 常務取締役財務・主計グループ長 (現任)

(用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務取締役

候補者
番号

5

柴田 保之

1962年8月21日生（54歳）

新任

現在の当社における
地位および担当

執行役員 リスク統括部長

所有する当社の株式の数

普通株式 24,600株

取締役会等への出席状況
(2016年度)

—

■ 取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、市場業務、リスク管理等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。同氏は、2017年6月に執行役常務リスク管理グループ長に就任予定でございますが、リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■ 略歴

2011年4月	MHCB ALM部香港資金室長
2013年7月	MHBK 市場業務部香港資金室長 <small>(注) 1</small>
2014年4月	同 米州資金部長
2015年4月	同 執行役員米州資金部長
2016年7月	当社 執行役員総合リスク管理部長 MHBK 執行役員総合リスク管理部長
2017年4月	当社 執行役員リスク統括部長（現任） MHBK 執行役員リスク統括部長（現任）

（用語の定義）MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行常務取締役（2017年6月下旬に就任予定）

候補者番号

6

あや
綾りゅうすけ
隆介

1960年5月20日生（57歳）

再任

非執行



現在の当社における地位および担当

取締役 兼 執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）

所有する当社の株式の数

普通株式 146,380株

取締役会等への出席状況（2016年度）

取締役会13／13回（100%）

■ 取締役候補者とした理由

1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。同氏は、本定時株主総会での承認を前提として、執行役を兼務しない取締役となる予定でございますが、その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■ 略歴

2012年 4月	当社 執行役員総合リスク管理部長（2013年11月まで） MHBK 執行役員総合リスク管理部長 MHCB 執行役員総合リスク管理部長
2013年 7月	MHBK 執行役員総合リスク管理部長 ^{(注) 1}
2013年11月	当社 常務執行役員リスク管理グループ長（2014年6月まで） MHBK 常務執行役員リスク管理グループ長 MHTB 常務執行役員リスク管理グループ担当役員 MHSC 常務執行役員リスク管理グループ担当役員
2014年 4月	MHBK 常務取締役リスク管理グループ長（現任）
2014年 6月	当社 取締役兼執行役常務リスク管理グループ長（現任） (用語の定義) MHBK：株式会社みずほ銀行、MHCB：株式会社みずほコーポレート銀行、 MHTB：みずほ信託銀行株式会社、MHSC：みずほ証券株式会社

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行取締役（2017年6月下旬に非執行の取締役に就任予定）

候補者
番 号

7

ふなき のぶかつ
船木 信克

1959年3月30日生（58歳）

再任 非執行

現在の当社における
地位および担当取締役 **監査委員**

所有する当社の株式の数

普通株式 37,000株

取締役会等への出席状況
(2016年度)取締役会13／13回（100%）
監査委員会18／18回（100%）**■取締役候補者とした理由**

1981年より、当社グループの一員として、主計、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当社監査委員として、監査経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

■略歴

2010年3月 MHC B 常勤監査役（2013年6月まで）

2013年4月 MHSC 社外監査役（2014年6月まで）

2013年6月 当社 常勤監査役

2014年6月 同 取締役（現任）

（用語の定義）MHC B：株式会社みずほコーポレート銀行、MHSC：みずほ証券株式会社

■重要な兼職の状況

なし

候補者番号

8

せき
関てつお
哲夫

1938年7月29日生（78歳）

再任 社外



現在の当社における地位および担当

取締役

報酬委員

監査委員

所有する当社の株式の数

普通株式 21,100株

取締役会等への出席状況
(2016年度)

取締役会13／13回 (100%)

報酬委員会13／13回 (100%)

監査委員会18／18回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由等

関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会长および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

■ 関氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

■ 取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、連結当期純利益を確保していくための抜本的対策の検討、ならびに国内店舗戦略におけるエリア管理体制および収益管理手法の高度化の重要性等について積極的な提言を行いました。

■ 略歴

1963年 4月	八幡製鐵株式会社 入社
1993年 6月	新日本製鐵株式会社 取締役
1997年 4月	同 常務取締役
2000年 4月	同 代表取締役副社長
2003年 6月	同 常任顧問
2004年 6月	同 常任監査役
2006年 6月	テルモ株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2007年 3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2007年 6月	株式会社東京金融取引所 社外取締役（2008年9月まで）
2007年10月	公益社団法人日本監査役協会 会長（2008年10月まで）
	日本郵政株式会社 社外取締役（2008年9月まで）
2008年 6月	新日本製鐵株式会社 常任顧問（2008年9月まで）
2008年10月	株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長
2013年 6月	同 相談役
2015年 6月	同 名誉顧問（現任）
2016年 3月	当社 社外取締役（現任）
	サッポロホールディングス株式会社 監査役（現任）

■ 重要な兼職の状況

サッポロホールディングス株式会社 監査役

候補者
番 号

9

かわむら たかし
川村 隆

1939年12月19日生 (77歳)

再任 社外



現在の当社における地位および担当	取締役	指名委員	報酬委員
所有する当社の株式の数		普通株式 130,000株	
取締役会等への出席状況 (2016年度)		取締役会13／13回 (100%) 指名委員会12／12回 (100%) 報酬委員会13／13回 (100%)	

■ 取締役候補とした理由等

川村氏は、株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長 兼 執行役社長 兼 取締役、代表執行役 執行役会長 兼 取締役および取締役会長を歴任されております。同氏は、この間、グローバルに通用する企業統治のあり方を模索され、大胆な経営改革とガバナンス改革の陣頭指揮を執ってこられました。同氏の、その豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループガバナンスの高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

■ 川村氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。
同氏が2017年6月に取締役会長（社外取締役）に就任予定の東京電力ホールディングス株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める同社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、就任された場合にも、独立性に影響を与えるものではございません。

■ 取締役会、委員会での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、メリハリの効いた事業ポートフォリオ戦略、人員のスリム化や効率化も含めた経費削減の更なる踏み込み、および経営監査にフォーカスした内部監査の重要性等について積極的な提言を行いました。

■ 略歴

1962年 4月	株式会社日立製作所入社
1995年 6月	同 取締役
1997年 6月	同 常務取締役
1999年 4月	同 代表取締役取締役副社長
2003年 4月	同 取締役（2007年6月まで）
2003年 6月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長兼代表執行役
2005年 6月	日立プラント建設株式会社取締役会長（2009年6月まで）
2006年 6月	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社取締役会長（2007年6月まで）
2007年 6月	日立マクセル株式会社取締役会長（2009年6月まで）
2009年 4月	株式会社日立製作所代表執行役 執行役会長兼執行役社長
2009年 6月	同 代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役
2010年 4月	同 代表執行役 執行役会長兼取締役
2011年 4月	同 取締役会長
2014年 4月	同 取締役
2014年 6月	同 相談役（2016年6月まで） 当社 社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社日本経済新聞社 社外監査役

※1 株式会社ニトリホールディングス 社外取締役については、2017年5月に退任しております。

※2 いちご株式会社 社外取締役については、2017年5月に退任予定です。

※3 カルビー株式会社 社外取締役については、2017年6月に退任予定です。

候補者
番 号

10

かいなかたつお
甲斐中辰夫

1940年1月2日生（77歳）

再任 社外

現在の当社における
地位および担当

取締役

指名委員

報酬委員

監査委員

所有する当社の株式の数

普通株式 16,200株

取締役会等への出席状況
(2016年度)

取締役会13／13回 (100%)

指名委員会12／12回 (100%)

報酬委員会13／13回 (100%)

監査委員会17／18回 (94%)

■ 取締役候補者とした理由等

甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 甲斐中氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはございません。

■ 取締役会、委員会での活動状況

最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、人材採用計画も踏まえた長期的視野による人員計画、安全性を重視した次期システムプロジェクト推進、およびコンプライアンスの重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の個人別の報酬、当社および中核子会社の役員報酬制度等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。

■ 略歴

1966年 4月	検事任官
2002年 1月	東京高等検察庁検事長
2002年10月	最高裁判所判事
2010年 3月	東京弁護士会弁護士登録
2010年 4月	卓照綜合法律事務所入所（現任）
2011年 1月	生命保険契約者保護機構理事長（現任）
2013年11月	MHBK 社外取締役（2014年6月まで）
2014年 6月	当社 社外取締役（現任）

（用語の定義）MHBK：株式会社みずほ銀行

■ 重要な兼職の状況

卓照綜合法律事務所 所属弁護士／生命保険契約者保護機構 理事長／
株式会社オリエンタルランド 社外監査役

候補者
番号

11

あべひろたけ
阿部 紘武

1944年11月13日生 (72歳)

再任 社外

現在の当社における
地位および担当

取締役

報酬委員

監査委員

所有する当社の株式の数

普通株式 21,100株

取締役会等への出席状況
(2016年度)^{(注)3}

取締役会13／13回 (100%)

報酬委員会 6／6回 (100%)

監査委員会18／18回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由等

阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍しております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけたと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、また、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していること等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 阿部氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所は、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ておりません。また、同氏の近親者が務める企業は、当社グループと取引があるも、近親者は同社の役員ないし重要な使用人等に該当せず、また同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高は約1.7%であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

■ 取締役会、委員会での活動状況

公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、中期経営計画の目標やビジョンのグループ会社への浸透、コンプライアンス態勢の充実を含めた内部統制システムの運用、および国内店舗戦略における地域金融機関とのビジネス連携強化の重要性等について積極的な提言を行いました。

■ 略歴

1970年 1月	等松・青木監査法人入社
1985年 6月	米国デロイト トウシュ会計事務所ニューヨーク事務所 出向 (1992年10月まで)
1990年 7月	監査法人トーマツ 代表社員
2001年 6月	同 包括代表社員 (CEO) (2007年5月まで)
2004年 6月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド エグゼクティブメンバー (2007年5月まで)
2007年 6月	監査法人トーマツ シニアアドバイザー (2009年12月まで)
2010年 1月	公認会計士阿部紘武事務所 (現任)
2010年 6月	コネクシオ株式会社 社外監査役 (現任)
2010年 9月	中央大学専門職大学院 客員教授 (2012年3月まで)
2011年 6月	本田技研工業株式会社 社外監査役 (2015年6月まで)
2012年10月	新日鐵住金株式会社 社外監査役 (2016年6月まで)
2015年 6月	当社 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

公認会計士阿部紘武事務所／コネクシオ株式会社 社外監査役

候補者
番 号

12

おおたひろこ
大田 弘子

1954年2月2日生 (63歳)

再任 社外

現在の当社における
地位および担当

取締役 指名委員

所有する当社の株式の数

普通株式 5,000株

取締役会等への出席状況
(2016年度)取締役会13／13回 (100%)
指名委員会12／12回 (100%)

■ 取締役候補者とした理由等

大田氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革推進会議議長、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見・専門性、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 大田氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

■ 取締役会、委員会での活動状況

政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。特に、生産性向上を目指す「構造改革型のオペレーションアルエクセレンス」、本部機能のスリム化を含む本部改革、および注力・縮退分野をより明確にする事業ポートフォリオ戦略の重要性等について積極的な提言を行いました。

さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

■ 略歴

1996年 4月	埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授
1997年10月	政策研究大学院大学 助教授
2001年 4月	同 教授
2002年 4月	内閣府 参事官
2003年 3月	同 大臣官房 審議官
2004年 4月	同 政策統括官（経済財政分析担当）
2005年 8月	政策研究大学院大学 教授
2006年 9月	経済財政政策担当大臣
2008年 8月	政策研究大学院大学 教授（現任）
2009年 4月	同 副学長（2011年3月まで）
2014年 6月	当社 社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

政策研究大学院大学 教授 ／ JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 ／
パナソニック株式会社 社外取締役

候補者
番 号

13

こばやし
小林 いずみ

1959年1月18日生（58歳）

新任 社外

現在の当社における
地位および担当

リスク委員会 委員（外部専門家）

所有する当社の株式の数

普通株式 0株

取締役会等への出席状況
(2016年度)

—

■ 取締役候補者とした理由等

小林氏は、メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長および世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官を歴任されております。同氏の国内外で培ってきた豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけたと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 小林氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。同氏は2014年7月より、外部専門家として当社のリスク委員会委員に就任しています。リスク委員会は当社の取締役会によるリスクガバナンスに関する決定・監督、およびリスク管理の状況等の監督に際し助言を行う諮問機関であり、同委員就任に伴う所定の報酬を受けているも、独立性に影響を与えるものではありません。

■ 略歴

1981年 4月	三菱化成工業株式会社（現 三菱化学株式会社）入社
1985年 6月	メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社 入社
2001年12月	メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長（2008年11月まで）
2002年 7月	株式会社大阪証券取引所 社外取締役
2008年11月	世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官
2013年 7月	ANAホールディングス株式会社 社外取締役（現任）
2013年11月	サントリーホールディングス株式会社 社外取締役（2017年3月まで）
2014年 6月	三井物産株式会社 社外取締役（現任）
2014年 7月	当社リスク委員会委員（外部専門家）（現任）
2015年 4月	公益社団法人経済同友会 副代表幹事（現任）
2016年 6月	日本放送協会経営委員会委員（現任）

■ 重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社 社外取締役／三井物産株式会社 社外取締役／
日本放送協会 経営委員会委員

- (注) 1. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
2. 飯田浩一氏については、2016年6月の当社取締役就任以降、2016年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 阿部紘武氏については、2016年10月の当社報酬委員会就任以降、2016年度に開催された報酬委員会への出席状況を記載しております。
4. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である関哲夫、川村隆、甲斐中辰夫、阿部紘武および大田弘子の5氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会で上記5氏および小林いづみ氏の各社外取締役候補者が選任された場合は、上記5氏については同内容の契約を継続する予定であり、小林いづみ氏については同内容の契約を締結する予定であります。
5. 関哲夫、川村隆、甲斐中辰夫、阿部紘武および大田弘子の5氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、小林いづみ氏についても、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 本議案が承認された場合、取締役会の議長および副議長ならびに委員会の構成および委員長について以下を予定しております。
- 取締役会議長：大田弘子
取締役会副議長：綾隆介
指名委員会：川村隆（委員長）、関哲夫、甲斐中辰夫、大田弘子、小林いづみ
報酬委員会：甲斐中辰夫（委員長）、関哲夫、川村隆、阿部紘武
監査委員会：関哲夫（委員長）、甲斐中辰夫、阿部紘武、綾隆介、船木信克
リスク委員会：綾隆介（委員長）、小林いづみ、川北英隆（外部専門家）
(諮問機関)
7. 取締役の年齢は、本総会時の満年齢となります。
8. 関哲夫氏が2008年10月から2013年6月まで代表取締役社長を務めていた株式会社商工組合中央金庫は、2017年5月9日に経済産業省、財務省、金融庁、農林水産省より、危機対応業務の要件確認における不正行為事案に関し、株式会社商工組合中央金庫法第59条および株式会社日本政策金融公庫法第24条に基づく行政処分を受けております。
9. 川村隆氏が社外監査役を務めていた（2016年6月に退任）日本原燃株式会社は、2016年3月に総務省東北総合通信局より発出された「電波法第81条に基づく報告の徴収について」（東通環第55号）に基づき、電波法に基づく高周波利用設備設置等に関する許可申請の一部申請漏れを同局へ報告し、1992年3月から2016年3月までの期間において総務大臣の許可を受けて高周波利用設備を設置し運用していたことについて、2016年10月21日付東通環第233号「電波法の遵守について（厳重注意）」により、東北総合通信局長から厳重注意を受けました。
同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案発覚後から退任まで、内部監査体制の強化への助言等、社外監査役としての職責を果たしておりました。
10. 阿部紘武氏が社外監査役を務めているコネクシオ株式会社において、2016年5月、同社は総務省から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けました。同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案発覚後、同社のコンプライアンス体制強化への助言等、社外監査役としての職責を果たしております。

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、その就任の前10年間においても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核子会社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または中核子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の業務執行者ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核子会社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核子会社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役、執行役員、専門役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと（重要でない者を除く）
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができます。

※「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

※「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

株主提案（第3号議案～第19号議案） 一部の株主さまからご提案された議案 31～45頁

- 第3号議案から第18号議案までは、2名以上の株主さまからのご提案です。
- このうち、第4号議案につきましては、2名以上の株主さまからの同一趣旨のご提案ですが、提案理由は異なるため、それらを併記しております。
- 第19号議案は、1名の株主さまからのご提案です。
- 誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しておりますが、一部、第三者の名誉やプライバシーに関する箇所は実名等を伏して記載しております。

■ 株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

これを踏まえた検討の結果、今回、一部の株主さまからのご提案を全て掲載しておりますが、取締役会としては、これらの議案いずれにも**反対**しております。

次頁以降の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主提案

第3号議案 定款一部変更の件（剰余金の配当等の決定機関）

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

1. 提案内容

定款第47条を、以下の様に変更する。

■ 現行の条文

「当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」

■ 変更案

「当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、取締役会の決議により定めることができる。」

2. 提案の理由

当社は、3年前の委員会設置会社への移行時の定款変更に於いて、剰余金の配当の決定機関を取締役会に変更した。これは、無関係な内容を定款変更議案に紛れ込ませた悪質な行為である。実際に、三菱UFJFGは、一昨年の委員会設置会社への移行の際、株主総会による配当決定を禁止していない。当社は、株主から株主総会で配当に関する意思表示を行う権利を奪った。これに対し、取締役会は、株主が配当水準に不満であれば任期1年の取締役を再任しなければよい、と反論する事が予想される。しかし、配当水準には不満だが取締役交代までは必要無い、と考える株主も多くいると思われ、その様な株主から意思表示の機会を奪うのは理不尽である。取締役会で配当額を決める事も可能だが、株主も配当に関する株主提案が可能で、どちらが望ましいかを株主が総会で決定できる様にすべきである。なお当議案は昨年の総会でISSが賛成推奨し、48%の賛成を得ている。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社取締役会の意見につきましては、次頁で詳しくご説明しておりますのでご覧ください。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

(取締役会としての意見の骨子)

当社取締役会は、剰余金の配当等の決定機関に関する昨年の株主総会の結果を真摯に受け止め、慎重に審議・検討を重ねた結果、以下の理由から、本議案に反対いたします。

- ・複雑化する国際的な金融規制等への対応が求められる中、当社の資本・配当政策は経営方針と一体で総合的に判断すべきであること
- ・当社の中長期的な企業価値を最大化するためには、資本・配当政策について高度な専門性を備えた当社取締役会において集中的に検討を重ね、総合的判断をすることが最も適切であること
- ・当社取締役会は、株主の皆さんに対する受託者責任を果たし得る体制を備えていること
- ・当社は具体的な配当方針を開示しており、配当決定プロセスの透明性は高いこと
- ・当社は今後とも、株主・投資家の皆さんとの対話と情報開示に取り組んでいく方針であること

(経営を取り巻く厳しい環境と国際金融規制)

当社グループは、G-SIBs（グローバルなシステム上重要な銀行）に指定され、自己資本の十分性などバーゼル規制等の国際的な金融規制の遵守が厳しく求められています。リーマン危機などの経験を踏まえ、金融システムの安定が極めて重要なテーマとなる中、国際的な金融規制は一層複雑化し、かつ強化される方向で議論が続いております。加えて、国内外の政治・経済環境の不透明感が一段と高まる中、あらゆる情報を収集・分析した上で、当社グループにとって最適な資本・配当政策を経営方針と一体で議論・決定することの重要性が従来以上に高まっております。

(取締役会のみで配当を決定する必要性と妥当性)

コーポレートガバナンス・コードでは、株主に対する受託者責任を十分に果たし得る取締役会が存在する場合には、総会決議事項の一部を取締役会に委任することが「経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合がある」とされており（補充原則1-1②）、わが国の指名委員会等設置会社の大半が、取締役会のみで剰余金の配当を決定しております。

株主還元方針や剰余金の配当等の決定機関に関する取締役会等での議論

2016年	7月	社外取締役会議	・取締役会のみで配当を決定する妥当性を確認
2016年	8月	取締役会	・投資家の意見を共有し、今後の対応方針を議論
2016年	9月	取締役会	・株主の皆さん向けの説明内容について議論
2016年	11月	取締役会	・中間配当金決議、追加の情報開示を議論
2017年	1月	社外取締役会議	・投資家との対話内容を確認、今後の方針を議論
2017年	2月	取締役会	・2017年度業務計画と併せ株主還元方針も議論
2017年	4月	取締役会	・配当（株主還元方針）の考え方について議論
2017年	5月	取締役会	・2016年度配当および2017年度配当予想を決議

上記のとおり、昨今の不透明な国内外の政治・経済環境や、複雑化する国際的な金融規制への対応が求められる当社においては、資本・配当政策は経営方針と一緒に総合的に判断されるべきところ、そのような複雑な判断を、年に一度の定時株主総会で行うことは極めて困難であり、事実、当社では、資本・配当政策について、中期計画や年度業務計画の策定に際して、取締役会で繰り返し審議を重ねております。株主総会で決議する場合、その配当の水準次第では、例えば自己資本比率規制の抵触等、株主の皆さまの中長期的な利益を著しく損なう結果となるリスクも否定できません。

当社取締役会は、豊富な経験や高い知見を有するメンバーで構成されており、経営に関するあらゆる事項（マクロ経済・収益見通し・金融規制等）について、リスク委員会の助言なども踏まえつつ、高度な専門性を持って深い議論を行う体制を整えております。また、社外取締役6名を含む非執行取締役が過半数を占め、取締役会議長および指名・報酬委員も全員社外取締役であり、コーポレートガバナンスに関する役割・責務を果たし得る高い独立性を確保しております。

このように、当社は株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る体制を整えており、剰余金の配当等という重要な経営判断において、多くの指名委員会等設置会社と同様、株主総会ではなく取締役会において、剰余金の配当を含む資本政策を経営方針と一緒に総合的に判断することで、中長期的な企業価値向上ひいては株主の皆さまの利益の最大化を果たすことができるものと考えております。

加えて、当社は配当性向30%程度を一つの目処とすることを含めた配当方針を対外的に開示しており、配当水準の決定に至る議論の状況も対外的に広く開示しており、配当決定プロセスの透明性は高いと考えております。

（投資家との対話・情報開示の強化）

当社取締役会は、剰余金の配当等の決定機関に関する昨年の株主総会の結果を真摯に受け止め、社外取締役のみで構成される社外取締役会議において課題を共有し、取締役会で議論を重ねてまいりました。また、株主・投資家の皆さまとの積極的な対話を通じ、取締役会としての考え方を発信する一方、株主・投資家の皆さまから寄せられた貴重なご意見については、取締役会で採り上げ、速やかに必要な対応を実行しております。今後も更なる対話の強化と情報開示に取り組んでまいります。

（取締役会の決意）

当社の全ての取締役は、毎年の株主総会での選任によって経営を付託されていることの重みをしっかりと認識し、剰余金の配当に関しても株主の皆さまの中長期的な利益の観点から最適な判断を行わなければならない、という強い自覚を持ち、当社の経営に取り組んでおります。

以上の点を踏まえ、本議案のような定款変更は不要と考えます。

指名委員会等設置会社の剰余金の配当等の決定機関の状況

指名委員会等設置会社では、剰余金の配当等を
取締役会のみで決定する企業が多い

約77.5%

55社※（71社中）

日本取締役協会調べの「指名委員会等設置会社リスト」（2017年5月1日時点）および各社HPを元に当社作成

※当社と同様に、定款において、剰余金の配当等を「株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める」としている指名委員会等設置会社

第4号議案 定款一部変更の件 (政策保有株式の議決権行使)

1. 提案内容

定款に以下の条文を加える。

「当会社が経営管理を行っている銀行、証券会社等の子会社に於ける政策保有株式の議決権行使にあたっては、利害関係のない議決権行使助言会社の意見を聞くなどの方法により、適切な議決権行使をするよう、子会社を指導する。」

2. 提案の理由

提案理由1

連結ベースで3.5兆円以上の株式を保有する当グループは、平成20年度に4千億円以上の株式関係損失を計上し、二度に渡る巨額増資が必要な一因となつた。株式保有を減らす事が基本だが、継続保有株式に関しては、価値の毀損を防ぐ為のリスク管理、価値向上策が必要である。しかし、政策保有株式の議決権行使に関しては、過去にサンテック（極端に低いROEが長年に渡り継続、経営者が世襲）における増配の株主提案に一貫して反対を続ける等の著しく経済合理性を欠く対応を続けて来た。取引企業との馴れ合いにより、客観的・合理的な議決権行使が妨げられている虞が大きく、株主共通の利益に反する資産管理が行われている事を意味する。従って議決権行使助言会社の助言を参考にする等の方法により、政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。なお当議案は前年の総会でISSが賛成推奨し、27%の賛成を得ている。

提案理由2

連結で数兆円の株式を保有する当社グループは、継続保有株式の価値毀損を防ぐ等のリスク管理・価値向上策を行うべきである。しかし政策保有株式の議決権行使について、低いROE（株式資本利益率）が長期で継続する上場企業に対しても、無批判に会社提案に賛成するなど、著しく経済合理性を欠く対応を続けてきた。また昨今、東京証券取引所と金融庁がスチュワードシップコードを制定するなど、銀行を含む機関投資家が投資先企業に対する「資産運用受託者としての責任」を果たす義務がソフトローの形で明記され、機関投資家と上場会社が対話をする必要性などが強調されるなどしており、国際的には「あの（村上ファンド判決など前代未聞の判決等が相次いでいた）日本の資本市場で」かかる改革が行われていることの評価は著しく高い。政策保有株式の議決権を合理的に行使し、保有株式の価値向上に努めるべきである。みずほフィナンシャルグループの2015年の定時株主総会で、同様の議案は、34%の賛同を得ている。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社および中核子会社（＊）において保有する政策保有株式の議決権行使につきましては、以下の観点を踏まえ、発行会社との対話や営業部門から独立した専門部署による検証等を通じ、総合的に判断することとしております。

- ・発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか
- ・当社グループの企業価値向上に資するものか

特に、企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案等については、その目的および企業価値向上に向けた考え方等を確認したうえで、賛否を総合的に判断することとしております。上記方針については、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示しており、同方針に反し当社グループの企業価値を損なう

合理性のない議決権行使等は、行っておりません。

引き続き、上記の方針のもとに適切な議決権行使に努めてまいりますので、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

(*) 「中核子会社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

第5号議案 定款一部変更の件（役員報酬の個別開示）

1. 提案内容

「毎年、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬について、個別に報酬額、内容について開示し、かつ個別に全ての報酬を日本円ベースで金銭評価し開示することを義務付ける。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

個々の役員報酬額や内容等の開示は、株主利益最大化の観点から妥当な報酬が支払われたかどうかを株主がチェックするために極めて重要である。日本以外の先進国の資本市場では、報酬の個別開示は当然のこととされ、それにより何か投資家に特に不都合が生じたことはなく、それら資本市場の株価指数は我が国の日経平均株価等より大幅に上回るリターンを過去20年で創出している。日本では、一般に役員報酬が高額なことではなく、中長期的な株主価値と無関係な報酬体系が真の問題であり、報酬が個別開示されれば、費用効果の測定をより行いややすくなる。本議案はHOYA株式会社の11年定時総会で48.47%の賛成を得るなどしており、当社がいち早く報酬個別開示を行えば良い意味で注目されるはずである。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、役員報酬のあり方について、コーポレートガバナンスの最重要事項の一つと認識しております。そのため、社外取締役のみで構成する報酬委員会において、報酬体系を当社グループの経営環境や業績の状況を反映し、中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮したものとするため「報酬の決定方針」(75頁をご参照)を定め、当該決定方針に基づき役員の個人別の報酬を決定しております。

この方針の下、当社の報酬体系は、業務執行を担う役員の変動報酬割合を40%とし、各役員の年度計画（連結当期純利益・連結ROE等）に対する達成度等に基本的に連動させることで、企業価値向上に向け役員が果たすべき役割を最大限発揮するよう適切なインセンティブ付けを行っております。また、業績連動性に加え、中長期インセンティブとして、株主の皆さまとの利益意識を共有するべく、変動報酬の50%を業績連動型株式報酬とし、3年間に亘る繰延支給および繰延部分の減額・没収が可能な仕組みを導入しております。

報酬の開示については、結果としての個人別の報酬額を明らかにすることよりも、当社の役員報酬が企業価値向上に対するインセンティブとしていかに機能するかをお示しすることこそが株主の皆さまの負託に応える上で重要と考えており、そのような観点から、上記「報酬の決定方針」において、報酬の基本方針、報酬体系及び概要、透明性・客觀性の高い報酬決定プロセス等を当社ホームページ等で公表しております。

そのうえで、個別開示については、法令に則り、個人別の連結報酬額が1億円以上の役員の報酬額を開示するとともに、取締役・執行役別の報酬等の総額及び支給人數を開示しており、報酬水準の客觀性・合理性、業績と報酬水準の関連性の適切な

把握を可能とする情報を提供していると考えております。
したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第6号議案 定款一部変更の件（取締役会議長と最高経営責任者の分離）

1. 提案内容

「取締役会の議長と最高経営責任者が、兼任することを原則として禁止し、取締役会議長は社外取締役がならなくてはならない。兼任を認める特別の場合の例外については、株主総会招集通知または参考書類において、かかる兼任が株主にとって最大利益であることを説明する株主への開示を書面で必要とし、代わりに指導的社外取締役を指名しなくてはならない。指導的社外取締役の役割については、取締役会で定めて株主に開示する。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

最高経営責任者は社内資源や人事等の権力を持ち、最も監視対象として位置付けられるべきため、企業統治の強化のため国際的に採用されるべき方向性と反する最高経営責任者と取締役会議長の兼任は、なるべく避けるべきである。現状代表執行役等が人事権等を持つ幹部社員らが取締役会や各委員会の判断情報の選択に実質的に強い影響力を持つ構造になっていると疑われ、社長から独立した取締役会議長らがかかる仕事をするべきで、他の社外取締役よりも当社監督に長時間を費やすことが要請される。本議案の趣旨は北米の企業統治研究者や実務家の標準的な見解（大野忠士『CFA受験ハンドブック [レベルⅡ]』（金融財政事情研究会2004年177頁）「株主の視点による取締役会コーポレート・ガバナンス・チェックポイント」には、取締役会会長の独立性は2番目のチェック項目）、また指導的社外取締役はよく知られた概念である。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社の取締役会は、当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示し、当社における企業統治システムの基本的な考え方、枠組みおよび運営指針を定めるものとして、経営の監督に関する規程の中で最上位に位置付けられる「コーポレート・ガバナンスガイドライン」を制定しており、対外的にホームページにて公表し、当社グループのあらゆるステークホルダーに対するコミットメントとしています。

上記ガイドライン第9条は、「取締役会の議長については、取締役会の経営に対する監督機能という役割を踏まえ、原則として社外取締役（少なくとも非執行取締役）とする。」と規定し、実際に「指名委員会等設置会社」への移行後は、社外取締役である大田弘子氏が取締役会議長に就任しており、最高経営責任者と取締役会議長の兼任は行われておりません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第7号議案 定款一部変更の件（当社従業員が国政選挙や地方議会・首長選挙等に出馬しながらも復職ができる制度の創設）

1. 提案内容

「当社は、当社の従業員が、退職手続きを経ずに、国政選挙や地方議会選挙、首

長選挙に出馬することを認め、あるいは、任期を務めた一定期間後に、復職を認める制度を整えなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

号泣県議やセクハラ野次など、地方議会の低レベルさや、東京電力等の労働組合の従業員が、正社員の地位を保持しながら地方議會議員になっている事例などが注目されている。一定知識経験を有した人物による公共分野への新規参入、そのための社会的インフラ整備は、推奨されるべきで、当社従業員が、地方議員や首長を務め、その後に当社に復職することは、当社及び公共サービス分野での人材の多様性を促進し、望ましいと考えられる。当社でも、出向などの制度は存在すると思われるが、一般に監督官庁などへのものであり、癌と化した終身雇用や年功賃金の慣行を、率先して見直す施策は積極的に推進すべきだ。米国では、リンゴン・ジョンソン第36代大統領がはじめた、大統領補佐官、副大統領、閣僚などの政府高官のアシスタントとなり、1年間の現場研修を受ける「ホワイトハウス・フェロー」の制度があり、名門企業在職者が応募し、終了後の復職も一般的だ。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

公職選挙への立候補は、法で認められている個人の権利であり、当社グループが、社員の公職選挙への立候補を妨げることはありません。また、公職在職期間中は、休職制度の適用等も含め、本人の意向も踏まえながら個別に対応を行ってまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第8号議案 定款一部変更の件（役員研修の方針と実績の開示）

1. 提案内容

「当社及び連結子会社における役員研修の方針を、開示しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

役員を選任するための議決権行使をする際、招集通知に記載されている候補者の略歴や東京証券取引所により開示が義務付けられている情報のみでは、各候補者の適性を判断する上では不十分である。個別部門での業務執行と会社全体の監視・監督はことなり、不祥事の防止を含む役員の職務を熟知する必要がある。社外役員候補のみならず、候補者の多数を占める社内出身者は、かかる知識や心構えがどの程度備わっているか不明である。そのため、役員研修の方針（最低、第三者による役員研修の有無）の開示により、株主は候補者の適性をよりよく判断することができる。内部で昇進した役員らが引き起こす不祥事は、株主から負託を受けた立場の義務を理解していないために、起こることが一般的で、取締役研修は、欧米の企業統治の教科書において、チェックポイントとされる事項である。2013年みずほフィナンシャルグループ総会で同様の議案が28%の賛成を得ている。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、取締役、執行役及び執行役員に対し、期待される役割・責務を果たす上で必要な「知識習得・向上の機会」を継続的に提供しております。2016年度は、コンプライアンス・お客さま保護、情報管理、事業継続管理、人権啓発等の研修を実施しております。

社外取締役については、当社の「コーポレート・ガバナンスガイドライン」(第6号議案をご参照) 第6条で、「就任の際、また、就任後も継続的に当社グループの事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるよう、各社外取締役に応じた機会を提供する」と定め、新任の社外取締役に対する就任時の集中研修や、社外取締役による国内営業部店の視察、執行ラインからの情報提供と相互理解の場である「経営状況オフサイト」等の機会を提供しております。

上記の主な取組みは、当社の「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載し、当社ホームページ等で公表しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第9号議案 定款一部変更の件（株主と取締役との連絡と対応に関する規定）

1. 提案内容

「重要な懸念を持つ株主が直接社内取締役に知られることなく、社外取締役を含む全ての各々の取締役、および指名委員会、報酬委員会、監査委員会との連絡を取ることができるような仕組みを構築しなければならない。株主と各々の取締役との連絡が、執行役または執行役の指揮系統下にある社員を通じて行われることは、それが記録保管のためでない限り避けるべきである。記録保管の場合は、受付と取締役会や各委員会への配達、および回答の記録手順は保管され、株主請求に基づいて提出されなければならない。」という条項を、定款で規定する。

2. 提案の理由

執行役に知られることなく、株主が指名委員会や監査委員会と連絡を取れることは、重要であり、特に、指名委員会に株主が取締役候補者を独自に推薦できる仕組みを設けるべきである。例えば、代表執行役と社内経営企画部署が共同して行っている不正行為について、監査委員会事務局に伝えようとしても、幹部社員がその間に入って、それができない恐れがある。当社においては、株主が内容証明郵便で執行役の不正行為を監査委員会事務局に送付しても、代表執行役以下の社員が記録を監査委員会に伝えているかさえ定かではないのである。本議案に関する機関投資家の意見としての参考文献としては、例えば「説明責任のあるコーポレート・ガバナンス（企業統治原則）国際原則」カリフォルニア州職員退職年金基金（カルパース）2008年4月21日35ページなどを参照。次世代の子供や孫の世代のためにも、「偽装の企業統治」は止めにするべきである。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社では、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」(第6号議案をご参照) 第9条において、各取締役に対するサポート等、取締役会事務局業務の専担組織である取締役会室の設置を定め、当社の規程で、取締役会室長は取締役の指示に従う

旨を定めています。また、監査委員会事務局業務を担う監査委員会室を設置し、その室長は当社の規程で、監査委員の指示に従う旨を定めています。そのため、株主と各取締役や各委員会との間の連絡は、かかる取締役会室、監査委員会室によって適切に対応されています。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第10号議案

定款一部変更の件（株主が指名委員会に取締役候補を推薦できる仕組みと平等な取り扱いに関する規定）

1. 提案内容

「指名委員会に対して、株主は執行役に知られることなく直接に、取締役候補の推薦を行うことができる。そのためのプロセスは開示されなければならず、株主から推薦された候補の評価は、指名委員会が独自に候補者とする候補と同一の基準を用いなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

指名委員会は最適な取締役構成を目指して、常に職務を行なうべきだ。株主が無償で同一能力の新しい取締役候補を推薦した場合、サーチ会社を用いるよりも費用が安くなるわけだから、望ましい。当社は、日経平均等の株価指数と比べて凡庸な成果しか創出されていない。取締役の善管注意義務や忠実義務の観点からは、より優れた取締役候補が存在するにもかかわらず、より的確性の劣る仲間の取締役候補を指名した場合、株主代表訴訟等の対象となりうる。また当社指名委員会は、例えば40代以下の優秀な人材、3分の1以上の女性等・性的マイノリティーを取締役候補にすることを怠っているので、取締役会の多様性確保という点に関する改善も期待できる。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

会社法により、一定の要件を満たす株主に株主提案権が認められており、取締役候補者を提案する権利も確保されています。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第11号議案

定款一部変更の件（100を少なくとも上限とした株主提案の招集通知等への掲載について）

1. 提案内容

「当社は、会社法305条に基づく株主提案に関する株主への通知請求を受けた場合には、100個を上限として、適法な議案については、株主総会招集通知または参考書類に、提案の議題、議案の要領、提案の理由を掲載しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

会社法の専門家で現在弁護士業務停止2年の処分期間中のA氏らは、ジャスダック上場企業の株主総会決議取消請求事件で株主側の勝訴が最高裁で確定した事件の和解交渉において、株主提案者の一人に対して、仮に最大100個の議案の株主提案が行われた場合に、提案の適法性や提案資格要件については精査するものの、適法な提案については、すべての提案を掲載するとの発言を行い、提案

者の一人に対して、同内容の文書を提出している。特に、そもそも招集プロセスや議決権行使が（完全）電子化されるなどの措置が行われた場合、提案数が100あっても、その意見表示を行なうべく株主が賛成票を投じたい議案だけ賛成をすればいいだけであり、株主と取締役会が対話することの重要性が強調されている最中、議案数を制限するというのは、フィンテック・ブロックチェーン技術などを背景とした投票技術の進展を理解しない前時代的見解である。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

会社法第303条に基づく適法な株主提案がなされた場合、当社は法令の定めに則り、適正に対応しています。

株主が提案できる議案数に限度を設けるべきとの意見があることは承知していますが、今後の会社法改正の議論の中で検討されるべき事項であると認識しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第12号議案 定款一部変更の件（監査委員会における告発窓口の設置）

1. 提案内容

「監査委員会に、当社取締役や執行役・社員に関する社内外からの内部告発の窓口を設け、そのプロセスを社内外に開示しなければならない。内部告発のプロセスとその処理には、社内取締役と執行役、社内取締役または執行役の指揮系統下の社員は関与してはならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

不祥事は、経営幹部が主導する場合が金銭的にも深刻であることが多い。社内の執行を監督するため、監査役会や社外取締役が設置されているのであるが、当社の場合にも、監査役会や社外取締役が癒着していると考えられる余地がある。実際、B氏の親族であるC社の経営者が、昼夜、未成年者等への買春という違法行為・公序良俗に反する行為を繰り返している事例において、株主から指摘を受けても、当社は、一方的に放置しているのが実情である。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、「『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、当社のかかる事例においても、社外取締役や監査役会による、社内取締役に対する監督などが有効に機能していないと言わざるをえない。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

当社グループでは、グループ役職員に関し、法令や「みずほの企業行動規範」等に違反する行為があった場合、早期に問題を発見し、迅速かつ適切に対処することでグループ全体の健全性の確保に努めており、当社としても社員等が通報できる窓口として「コンプライアンス・ホットライン」を、社内及び外部の法律事務所と専

門業者に設けております。また、当社は、外部の法律事務所に社内外から通報を受け付ける「会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットライン」も設置しております。

以上のとおり、当社は、社内外に通報窓口を複数設置し、第三者性・公正性の確保に努めるとともに、ホットラインの受信状況を常勤監査委員が確認するなど、監査委員会においても、通報制度が適切に構築・運営されているかを確認しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは、不要と考えます。

第13号議案 定款一部変更の件（代表執行役を交えない社外取締役だけの経営会議開催）

1. 提案内容

「取締役会は、1年あたり1回以上、代表取締役や執行役が出席していない社外取締役だけの経営会議を開催しなくてならず、その活動について少なくとも年に1度株主に報告しなければならない。」という条項を、定款に規定する。

2. 提案の理由

当社の取締役会は、経営陣から招聘された社外取締役が、時間と比較して高給を得ながら、代表執行役傘下の幹部社員が提供する情報に基づいてほぼ経営陣側のイエスマントなっている恐れがある。これを変えるために代表執行役が出席しない独立社外取締役のみの経営会議を、定期的に開催して議論することを提案する。例えばカリフォルニア州公務員退職年金基金の統治原則でも推奨しており、代表取締役が存在する会議しか存在しないと代表取締役を解任したり問題を指摘したりすることが心理的にも難しくなる。なお、本議案と同趣旨の議案は、10年HOYA総会で33.91%の賛同を得ており、HOYA経営陣は、翌年の株主総会招集通知で「提案の趣旨に沿って適切な形で社内規定を改定し反映させた」と記載し、ある程度は実効性を持った変化があったようである。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、社外取締役による「社外者の視点」に基づいた率直な意見を最大限経営全般に反映するための仕組みの一つとして、「社外取締役会議」を「指名委員会等設置会社」移行時に取締役会決議により設置しております。毎年1回以上、社外取締役のみで「社外取締役会議」を開催することとしており、経営上の課題、取締役会運営、ガバナンス体制のあり方等を議論しています。

なお、2016年度は、社外取締役のみで「社外取締役会議」を2回開催し、配当授権に係る取締役会としての対応、取締役会運営の課題、取締役会の実効性評価（中間評価）、2017年度業務計画策定に関連した執行ラインへの要請事項等を議論し、開催実績は「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」にて開示しております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第14号議案 定款一部変更の件（出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する第二「新卒採用」と総合職・幹部社員等への採用枠の実施）

1. 提案内容

「出産や子育てでキャリアを中断した女性等に対する支援策として、30代また

は40代以上の人材を対象に、第二新卒採用と名付けた総合職・幹部社員等への採用枠を設ける。」という条項を定款で、規定する。

2. 提案の理由

わが国では、労働市場の硬直性、年功賃金と終身雇用慣行により、出産や子育てを経験する女性などが離職した場合に、再び正社員や総合職、幹部社員へのキャリアコースに戻ることが難しい現実があり、これは「集団的マタハラ」とでもいふべき、国際的に恥ずかしい、是正すべき社会問題である。これに対する一つの解決策として、出産や子育て等のライフイベントが、キャリア形成に影響がないように、一時期労働市場から離脱した女性等を対象に、採用の枠を設け、配慮をする雇用政策を採用することを提案する。実際には、雇用政策において、幅広い経験と多様性を持った人材を確保でき、幹部候補にもなることから、当社の中長期的な株式価値にとっても、プラスになることが予想される。現在も政府では、様々な改革案が検討されているが、労働市場改革は、掛け声のみで、ほとんど実行されていないが、いまこそ民間から積極的な改革の狼煙を上げるべきである。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社グループでは、様々な環境変化への対応力を高め、持続的な成長を遂げていくためには、多様な人材が持つ視点、発想や価値観を積極的に取り入れていくことが不可欠との考えの下、多様な人材を受け入れ、さらにその成長と活躍を実現する「ダイバーシティ&インクルージョン」を積極的に推進しています。その一環として、今後とも、出産や子育てを行ってきた女性等も含め、様々な経験やキャリアを有する人材の採用・登用を進めてまいります。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第15号議案 定款一部変更の件（アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いの禁止）

1. 提案内容

「当社は、アクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いを行ってはならず、子会社が差別的な取り扱いを行わないように指導しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

第二次安倍政権後、コーポレートガバナンスコードやスチュワードシップコードが制定され、上場企業の経営陣が投資家と中長期的株式価値増加のため、対話をする必要性が強調され、国際的にも特に海外から高い評価を得ている。しかしながら、このことは日本の経済界や立法・行政の政策担当者には、かかる評価は、理解されていないだけでなく、いまだに「アクティビスト投資家」に対する強い偏見や、差別的な実務慣行が存在することは否定できない。かかる差別的な取り扱いは、ヘイトスピーチ、あるいは財産権の侵害というべき側面も有しており、国際的に見て恥ずべき状況となっている。そもそも、アクティビスト投資家は、日本以外の先進国では、会社法上認められた株主権行使し、常識的な投資行動を実行しているだけであり、当然ながら、ハーバード大学などの大学基金や、カルパースなどの年金基金などの機関投資家による、当たり前の投資対象になっている。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

当社は、「国内外における多数のお客さま・株主・投資家のみなさまが当社グループの実態を正確に認識・判断できるよう、継続して、公平かつ適時・適切な情報開示につとめることを経営上の最重要課題の一つに位置付けております。」とディスクロージャー方針に明記しております。加えて、国内のみならず海外においても積極的に投資家面談を実施するなど、国内投資家、外国人投資家問わず公平かつ適時・適切な情報開示及びコミュニケーションの機会の確保に努めております。ご指摘のいわゆるアクティビスト投資家に対する差別的な取り扱いはしておりませんし、子会社でも同じく差別的な取り扱いはしておりません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第16号議案 定款一部変更の件（法務大臣の一連の行動に対する当社としての意見表明に関する特別委員会の設置）

1. 提案内容

「法務大臣が、株主提案権を制限する趣旨の立法を企てる答申を法制審議会に行った問題に関連して、当社の立場を、眞実に基づいて明確にし、中長期的な株主共同の利益を実現するために、幅広い事実関係に基づいた、より的確な意見表明を行うための、特別委員会を設置する。」という条項を、定款で記載する。

2. 提案の理由

法務大臣は、D社株主総会で、創業家関連企業から、浪人中に給与等を得ていた事実を、株主から指摘された。同社は前年まで、提案理由などを、なるべく不掲載にしようと企んでいたが、15年はほぼ全文を掲載する和解が裁判所で成立し、D社側は、同事実関係を認めた。他方、法務大臣は週刊新潮の取材に対し、虚偽だと主張しており、D社または法務大臣のいずれかの言い分が虚偽だとみられる（法務大臣側が、虚偽であるとして法的措置を取った形跡なし）。法務大臣による株主提案権を制限する法制審議会への答申案は、法務大臣の個人的不都合に起因した主張の疑いが強く、株主ならびに公共の利害、スチュワードシップコードの理念等にも逆行する性格であり、断固として抗議するべきである。なお同関連企業の経営者は、恒常に数百人の女性を対象に貢春行為を行っており、法務大臣が、かかる人物からの利益供与関係を公にされることを嫌がっている疑惑がある。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

当社グループでは、業務への影響が大きい法令等の改正がある場合においては、業務に関係する部署等を中心にその改正動向に十分注意を払い、適切な対応を行っております。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第17号議案 定款一部変更の件（石神井支店における口座凍結問題に関する特別調査委員会の設置）

1. 提案内容

「当社石神井支店において、1000万円以上の預金残高を持つ女性の銀行口座が凍結され、最終的に法務局に供託に付された問題に関するコンプライアンス特別調査委員会を設置しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

平成19年9月4日に、みずほ銀行石神井支店は、同支店に口座を有する成人女性に、「真の預金者として確認出来なかった為、事務手続きにつき対応いたしませんでした」といって、再三の要請にもかかわらず、銀行口座から預金を下ろさせず、長期間にわたって預金を凍結した挙句、平成23年9月29日に法務局に供託するなどという行為に及んだ。担当者の言い分は、預金開設時の署名が女性の父親のものだというだけで、女性の勤労所得は長年父親の税理士の指導のもと女性のものとして確定申告され、株式配当は、あきらかに女性の名義で源泉されるなどしていた。そもそも、常習的に買春を繰り返し、年間数億円の配当所得を有する父親の私怨によることは、常識的感覚から明らかであった。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、「『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）である。

（会社注） 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

みずほ銀行では、預金名義人が真の預金者であることが明確に判断できず、預金の帰属に関して疑義が生じた場合等には、民法第494条に基づき弁済供託を行うことがあります。弁済供託とは、正当な債権者がわからない場合等に弁済を行うための法令に基づいた手続きです。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第18号議案 定款一部変更の件（特定の融資に関する特別調査委員会の設置）

1. 提案内容

「平成26年6月23日に実行された総額7億円の金銭消費貸借契約に関する特別調査委員会の設置を設置しなければならない。」という条項を、定款に記載する。

2. 提案の理由

当社は、E社に対する総額7億円にものぼる金銭消費貸借契約を締結している。ところが、同社の経営者は、未成年や反社会的勢力との関係も疑われる者も含む年間数百人の女性を買春対象とし、他の女性から金銭を媒介に買春相手斡旋を受ける行為を日常的に行っていた。優良貸出先の発掘に困ったのか、当社融資担当者は、反社会的行為について、実際には把握をしながらも、融資を実行するに至っている。コンプライアンスは、形式的に適法であるというだけでは足りず、それが総合的な社会通念や社会規範に合致していること、「『法令遵守』ではなく『社会の要請に応えること』である」（元検事の郷原信郎弁護士）が要請されるのであり、この水準の法令遵守意識では、海外人権団体からの批判や、巨額賠償のリスクすら負いかねない事態である。かかる融資を行うことは、提案者らの認識では、問題があると考える。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、一部固有名詞を除き、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

当社の子銀行では、与信業務に取組む際の基本姿勢・基本的な考え方・判断基準等を規定した「与信業務規範」において、公共性に反する不当な与信については回避する旨を明記しております。

営業部店では、上記規範の徹底、具体的な与信取引に際してコンプライアンス担当部署に情報の確認を行つ等により、不当な与信取引は実行されない仕組になっております。また、ご指摘の融資取引に関しても、不当な取引に該当するような事情はなく、特別調査委員会を設置する必要はございません。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

第19号議案 定款一部変更の件（日本銀行にマイナス金利政策を深堀しないように要望書の提出）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「日本銀行総裁に傘下各行頭取がマイナス金利政策を深堀しないように要望書を手渡す」

2. 提案の理由

日本銀行（以下日銀）の導入したマイナス金利政策は金融機関だけにリスクを押し付ける行為。貸出を伸ばしお金の回転を良くし景気回復させ収益を上げる狙いは副作用の方が大きい。貸出は伸びてはいるが、空き家が増える中に貸家業向等の不動産融資や高利カードローン等、貸し倒れリスクの大きい信用度の低い融資は将来不良債権化する要因であり、過去の金融危機の教訓が全く生かされていない。深堀すれば赤字転落や、経営基盤の弱い中小金融機関・地方銀行等の破たんが相次ぐことを強く懸念する。銀行生保・郵政3社の株価下落で多くの投資家心理が冷え切って個人消費は更に落ち込む悪循環にも陥っている。日銀に間違った政策を深堀しないように傘下各行頭取が要望書を日銀総裁に手渡すべきである。提案者は日銀の出資者でもあるが、株式会社に相当する総会や提案制度ではなく、意見を言う場が無い為止むを得ず市中銀行に提案をした。

(会社注) 提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対**いたします。**

日本銀行の政策が民間金融機関に与える影響につきましては、短期的な収益面のみならず、中長期的な日本経済の活性化による収益影響等をも伴せて考慮すべきであり、「間違った政策」等と一面的に論ずる事項ではないと考えます。

したがって、定款に本議案のような規定を設けることは不要と考えます。

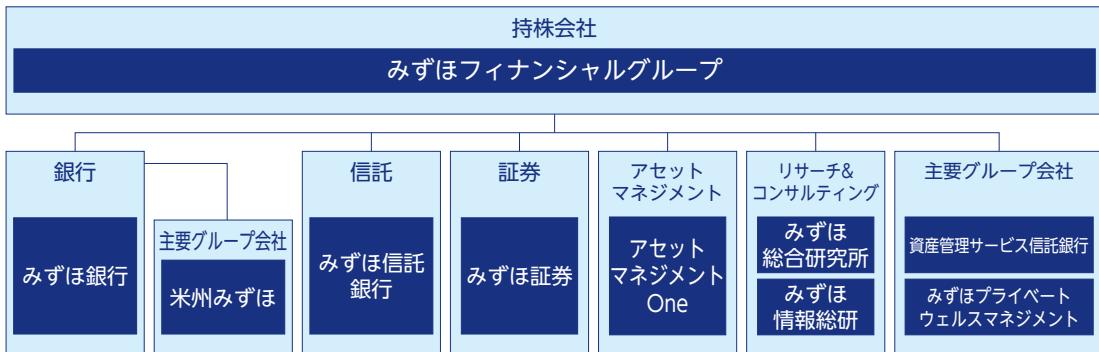
以上

1. 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社139社および持分法適用関連会社18社等で構成され、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。



* 当社と主なグループ会社の関係を簡略に図示したものです。

■ 金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は、一部には弱さもみられましたが、全体としては緩やかな回復が続きました。先行きは、米国を中心に引き続き回復が期待されますが、下振れリスクは残存しており、米国新大統領の政策運営や欧州の政治情勢、中国経済の動向、地政学的リスクの高まりなどには注視を要する状況となっております。

米国経済は、雇用環境が総じて良好に推移し、底堅い個人消費や輸出の伸びにも支えられて回復基調が継続しました。米国新大統領による政策の後押しもあり、今後も緩やかな拡大基調が続くと見込まれますが、新政権下での為替・通商政策を通じた先行きの不透明感の高まりといった懸念材料には留意する必要があります。

欧州経済は、個人消費の回復や輸出の持ち直しなどから、緩やかな回復が続きました。今後もこうした基調は維持される見通しですが、英国のEU離脱交渉や欧州各国での選挙、南欧諸国での不良債権問題等、欧州の政治動向には一層の注意を払う必要があります。

アジアでは、中国経済が政策の下支えもあり安定的に推移しました。今後についても、インフラ投資や減税など財政政策による下支えが続き、当面は横ばい圏の動きにとどまると思われます。新興国経済については、中国経済の底堅さや資源価格の上昇などから、持ち直している状況です。先行きは、新興国通貨安や資本流出圧力の増大といった懸念材料もあるなかで、景気拡大は緩やかなペースにとどまるとみられます。

日本経済は、海外経済の改善を受けて、輸出や設備投資を中心に緩やかな回復が続きました。今後も、輸出環境の改善や各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、海外経済の不確実性の高まりには引き続き留意する必要があります。



■企業集団の事業の経過および成果

■ 2016年度業績

2016年度の親会社株主純利益^{*1}は6,035億円となり、期初に定めた6,000億円の業績予想を達成しております。

2016年度は、新たに導入したカンパニー制のもと、顧客部門のソリューション関連収益の増加やマーケット部門の機動的なオペレーションの実施といった成果が出ておりますが、日銀のマイナス金利政策の継続や世界経済に対する不透明感の高まりなど、金融機関にとって厳しい経営環境が続き、連結業務純益は6,634億円と前年度比▲1,894億円の減少となりました。一方で、政策保有株式の売却に伴う売却益や、One MIZUHO戦略に基づくアセットマネジメントOne発足に伴う特別利益等の寄与もあり、親会社株主純利益は年度計画を達成しております。以上の結果、2017年3月末現在の連結普通株式等Tier1比率は11.34%と十分な水準となりました。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。株主還元方針につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。

こうした方針のもと、2016年度の期末配当金につきましては、期初配当予想通りの、普通株式について3円75銭（中間配当金を含め、年間の配当金は前年度と同額の1株当たり7円50銭）とさせていただきました。上記配当金は、2016年度の親会社株主純利益が業績予想を達成したこと、将来の業績見通し、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制をはじめとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、取締役会にてしっかりと検討を重ね、決定いたしました。

*1 親会社株主に帰属する当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益	連結業務純益
6,035 億円 前期比 ▲673億円	6,634 億円 前期比 ▲1,894億円
連結普通株式等Tier1比率	普通株式配当金（年間配当金）
11.34% 前期比 +0.84%	750 銭 うち期末配当金は1株当たり 3円75銭

主要な子会社の単体の決算状況は以下の通りとなっております。

(単位：億円)

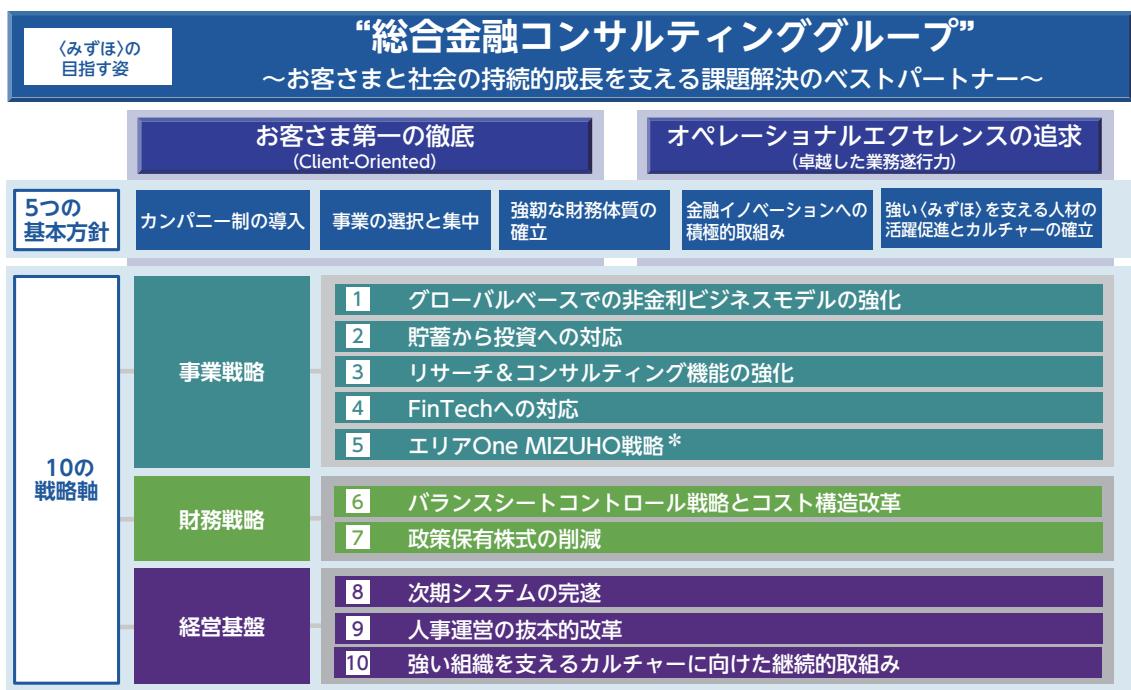
会社名	経常収益（営業収益）	経常利益	当期純利益 ^{*2}
当社連結決算	32,929	7,375	6,035
みずほ銀行	22,331	4,597	3,425
みずほ信託銀行	1,980	630	454
みずほ証券	3,411	701	2,007

*2 当社連結決算は親会社株主に帰属する当期純利益を記載

当社グループは、2016年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』をスタートいたしました。この計画は、前中期経営計画で推進してきた「お客さま第一(Client-Oriented)」のさらなる徹底と、業務高度化・効率化プロジェクトによる「オペレーションエクセレンス（卓越した業務遂行力）」の追求を2つの土台として、「総合金融コンサルティンググループ」という新しいビジネスモデルを構築し、「One MIZUHO戦略」を進化させようとするものです。

資産運用機能やリサーチ＆コンサルティング機能を銀行・信託・証券に次ぐ新たな柱として加え、これまで以上にお客さまに最良・最適なサービスを提供し、〈みずほ〉への満足度を高めていただくことで、法人のお客さまの持続的な発展や個人のお客さまの安定した未来のためのOnly Oneのパートナーを目指してまいります。

中期経営計画では、このような新しいビジネスモデルを構築することを目指して、5つの基本方針と、それを事業戦略、財務戦略、経営基盤において具体化した10の戦略軸を設定しております。



* 同一地域における銀行・信託・証券一体でのOne MIZUHO戦略。営業拠点がエリア戦略を主体的に考え実行。

中期経営計画の初年度である2016年度は、「持続的な競争優位を確立する基盤の強化」を運営方針とし、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

まず、「お客さま第一」のさらなる徹底を図るべく、新たにカンパニー制を導入いたしました。戦略の企画・立案から戦略の遂行に至るプロセスにおいて、お客さまの属性に応じて一貫した戦略を強力かつ迅速に展開できる体制を構築し、お客さまのニーズに即した金融サービスを提供してまいりました。

また、グループの資産運用機能を統合したアセットマネジメントOne株式会社の設立や、グループ内のリサーチ機能とコンサルティング機能を集約したリサーチ＆コンサルティングユニットの設置により、グループ全体のコンサルティング機能を強化してまいりました。

加えて、顧客本位の業務運営の徹底に向けて、フィデューシャリー・デューティー^{*1}の推進を担う専門組織の設置、外部の学識者・有識者の方々を招聘したアドバイザリー・コミッティの開催等、お客さまの立場に立った施策の実践に向けた体制を強化してまいりました。なお、当社は、金融庁が2017年3月30日に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」について、同日付で採択をいたしました。

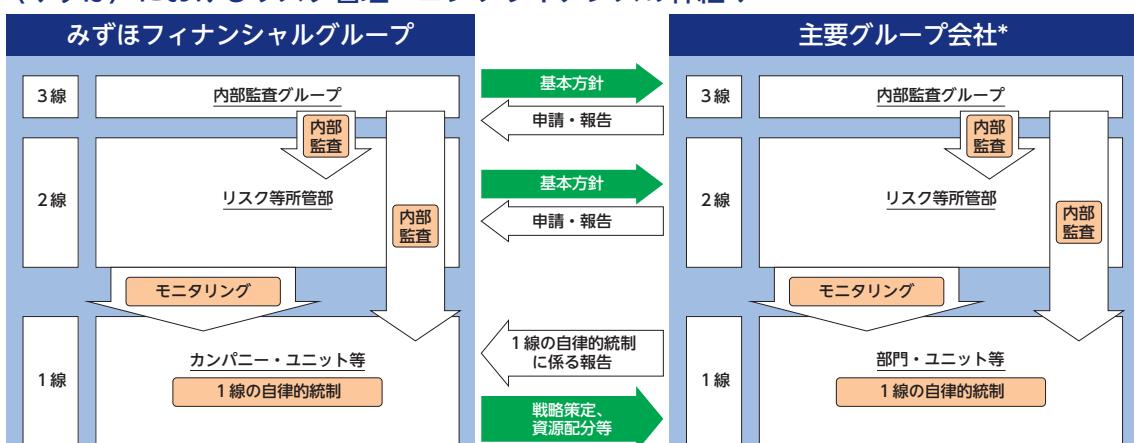
次に、「オペレーションアルエクセレンス」については、生産性の向上を目的に、本部機能のスリム化や商品サービスの見直しを進めるとともに、グループ共通業務の集約やデジタルテクノロジーを活用したビジネスプロセスの変革についても具体化に向けた取り組みを進めてまいりました。

さらに、人工知能・ビッグデータ^{*2}等のデジタルテクノロジーを活用し、新しいビジネス領域の拡大やオペレーション・サービスの高度化・効率化を目指す取り組みにつきましても、オープンイノベーション^{*3}による他社との協業も積極的に行いながら、実証実験・技術検証の開始や、新たなサービスの事業化に向けた検討等を着実に進めてまいりました。

コーポレート・ガバナンス体制については、指名委員会等設置会社として、株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る体制を構築しておりますが、取締役会の実効性の一層の向上に向け、審議のさらなる充実と効率化、社外取締役の知見のさらなる活用と執行への反映等について、継続的に取り組んでまいりました。

また、リスクガバナンスのさらなる高度化を図るため、バーゼル銀行監督委員会が公表している「銀行のためのコーポレート・ガバナンス諸原則」で示されている「3つの防衛線」^{*4}の考え方方に則り、業務遂行責任を担う1線がリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に自ら運営する自律的統制の態勢を整備いたしました。

〈みずほ〉におけるリスク管理・コンプライアンスの枠組み



* 主要グループ会社のうちみずほ銀行・みずほ信託銀行・みずほ証券・資産管理サービス信託銀行においては、「3つの防衛線」の考え方を踏まえたリスク管理・コンプライアンスを実践。

法令遵守態勢につきましても、反社会的勢力との取引遮断を強化するとともに、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた取り組み等を強化してまいりました。

あわせて、社会の持続可能な発展への貢献と新たな企業価値創造に向け、社会・環境問題をはじめとする課題について、CSR（企業の社会的責任）への取り組みを推進してまいりました。東日本大震災や平成28年熊本地震の被災地における産業・経済の復興にも、引き続きグループの総力を挙げて取り組んでまいりました。

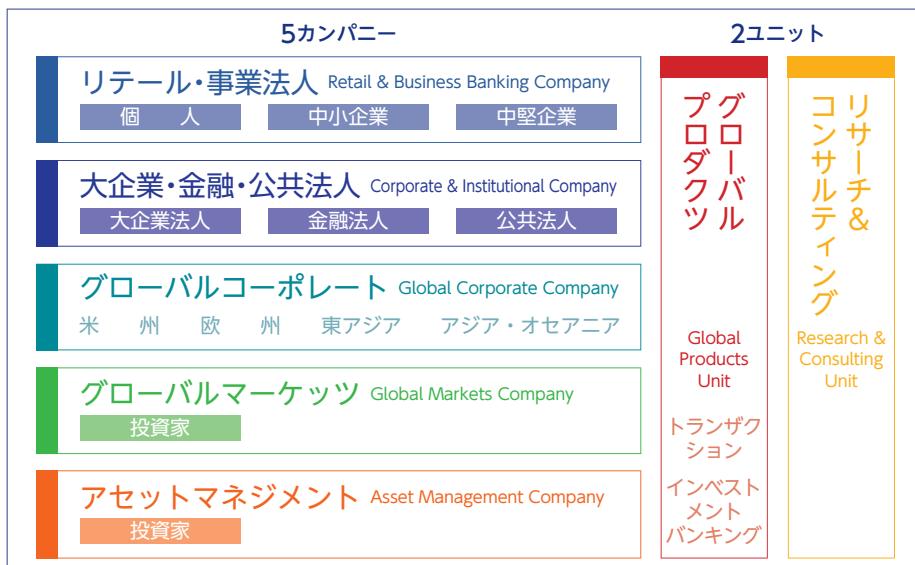
また、金融仲介機能の発揮は金融機関の本来業務であるとの認識のもと、コンサルティング機能の強化に努めるとともに、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、保証に依存しない融資に向けた取り組みを進めるなど、グループを挙げて金融円滑化に取り組んでまいりました。

- *1 他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広いさまざまな役割・責任の総称
- *2 市販されているデータベース管理ツールや従来のデータ処理アプリケーションで処理することが困難なほど巨大で複雑なデータ集合の集積物を表す用語
- *3 自社だけではなく、外部機関が持つ技術やアイデアを組み合わせて革新的なサービスやビジネスを生み出していく考え方
- *4 リスク管理・コンプライアンスにおける機能と責任を明確にし、分類するための考え方で、1線を自律的統制機能、2線をリスク管理・コンプライアンス機能、3線を内部監査機能という

■ 事業戦略

当社グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカンパニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループ運営を行ってまいりました。

各カンパニー・ユニットの事業戦略および当年度における事業の経過および成果は次の通りです。



リテール・事業法人力カンパニー

個人

中小企業

中堅企業



リテール・事業法人力カンパニーは、個人・中小企業・中堅企業のお客さまに向けた業務を担当しており、お客さまとともに成長する「総合金融コンサルティングカンパニー」を目指してまいります。

個人のお客さまには、資産運用、資産承継等のコンサルティング提供力の向上に努めていくとともに、先進的な技術の活用・他社との提携等による、利便性の高いサービスの開発・提供に取り組んでまいります。

中小企業・中堅企業のお客さまには、コンサルティングを起点とした成長戦略支援を通じて、事業の拡大・承継、海外展開等のニーズや、企業オーナー等の資産承継・運用等のニーズに対し、最適なソリューションをグループ一体で提供してまいります。

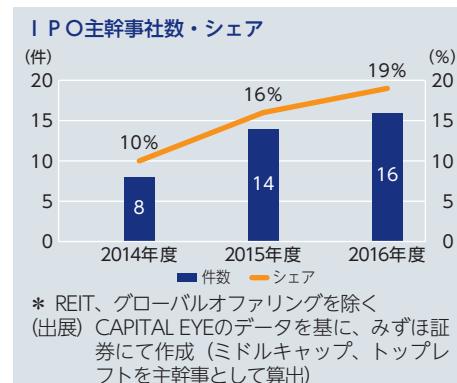
当年度は、多様なお客さまに最適なソリューションを提供するため、グループ一体となった営業体制の強化に取り組んでまいりました。

「貯蓄から投資・資産形成へ」の流れを後押しするため、資産運用ビジネスの体制強化に努めたほか、デジタルテクノロジーを活用した新たなサービスの提供や、インターネット・スマートフォンサービスのレベルアップ等お客様の利便性向上にも努めてまいりました。

また、中小企業・中堅企業のお客さまには、事業拡大・承継を切り口としたM&AやIPO（新規株式上場）関連ビジネス、海外展開等のニーズに対し、コンサルティングを通じた成長戦略支援に積極的に取り組んでまいりました。



コンサルティングの様子



大企業・金融・公共法人力カンパニー

大企業法人

金融法人

公共法人



大企業・金融・公共法人力カンパニーは、国内の大企業法人・金融法人・公共法人のお客さまに向けた業務を担当しており、お客さまから最も信頼されるパートナーになることを

目指してまいります。

大企業法人のお客さまには、資金調達・運用、経営・財務戦略等に関するお客さまニーズに対し、シンジケートローンや社債引受、M&A等、お客さまごとのオーダーメード型ソリューションを提供してまいります。

金融法人のお客さまには、財務戦略等に関する助言や各種運用商品の提案、公共法人のお客さまには、公共債の受託、引受を通じた資金調達支援、指定金融機関業務等、グループ横断的に最適な金融サービスを提供してまいります。加えて、日本経済の重要課題である、地方創生に向けた取り組みにも注力してまいります。

当年度は、コーポレート・ガバナンス強化への対応といった外部環境の変化を踏まえた、資金調達・運用、経営・財務戦略に関するお客さまのニーズを捉え、さまざまなソリューションを提供する取り組みを強化してまいりました。

また、証券における営業体制の再編や人員の増強、信託におけるコンサルティング機能の強化のほか、国や地方公共団体との官民連携（PPP/PFI）や成長産業に対する産学連携にも積極的に取り組んでまいりました。



産業技術総合研究所との連携協定調印式

公表案件M&Aアドバイザリーランキング

順位	アドバイザー	金額
1	みずほフィナンシャルグループ	65,947
2	モルガン・スタンレー	50,227
3	ゴールドマン・サックス	49,058

* 2016年度

* 金額ベース（百万ドル）

* 日本企業関連公表案件、不動産案件は除く
(出典) トムソン・ロイターの情報を基に、
みずほ銀行にて作成

グローバルコーポレートカンパニー

米州 欧州 東アジア アジア・オセアニア



グローバルコーポレートカンパニーは、海外進出日系企業および非日系企業等のお客さまに向けた業務を担当しており、大きく変わる世界の経済動向・規制動向のなかで、持続的に成長するカンパニーを目指してまいります。

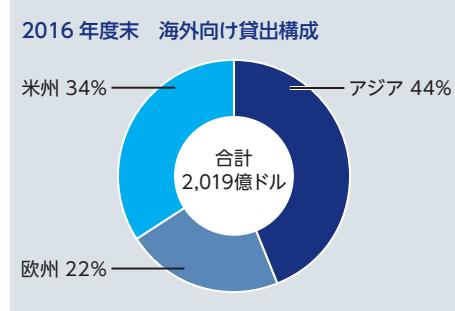
お客様の事業への深い理解と、貸出、社債引受等のコーポレートファイナンスの分野での強みを活かし、さまざまなソリューションを提供してまいります。

当年度は、日系企業のお客さまには、海外進出検討時の情報提供から事業・財務戦略支援まで最適なソリューションを提供し、海外事業展開をサポートしてまいりました。非日系企業のお客さまについては、海外地域ごとに重点営業対象先を選定し、銀行・信託・証券が一体となって、多様なソリューションを提供しながら、長期的な関係構築とビジネスの拡大に努めてまいりました。

また、拠点ネットワークの拡充および海外の主要な金融機関や政府系機関等との提携関係の構築を進め、サービス提供力の強化にも努めてまいりました。



ケニア投資庁との業務協力覚書調印式



グローバルマーケットカンパニー

投資家



グローバルマーケットカンパニーは、株式・債券等への投資業務に加え、セールス＆トレーディング業務として、個人から機関投資家まで幅広いお客さまのリスクヘッジ・運用ニーズに対して、マーケット商品全般を提供してまいります。

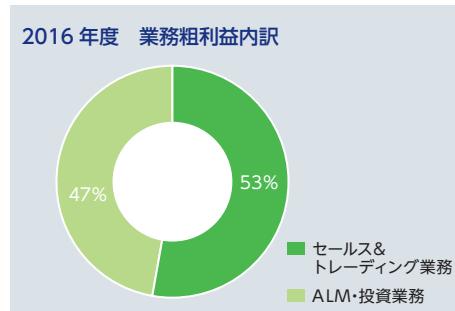
銀行・信託・証券連携による幅広いプロダクト提供力を活かし、アジアトップクラスのグローバルマーケットプレイヤーを目指してまいります。

当年度は、お客さまへの商品提供力を一層高めるために、組織・機能再編にも取り組み、為替・デリバティブ関連のヘッジニーズや株式・債券等の投資ニーズへの対応等、グループの総合力を活かしたソリューション提供により、セールス＆トレーディング業務の強化に努めてまいりました。

また、投資業務については、市場変動の予兆管理の強化と投資分散の徹底を通じ、安定的なポートフォリオ運営に努めてまいりました。



みずほ銀行本店のディーリングルーム



アセットマネジメントカンパニー

投資家



アセットマネジメントカンパニーは、個人から機関投資家まで幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供してまいります。

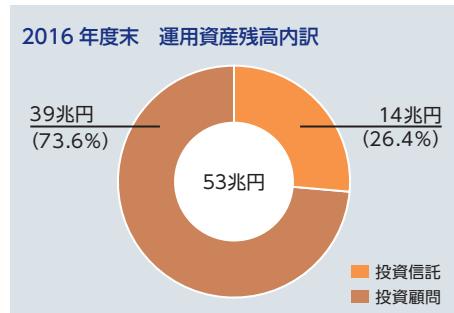
フィデューシャリー・デューティー*を全うし、個人のお客さまの資産形成に資する運用商品の提供や、年金等のお客さまの多様化する運用ニーズにお応えするコンサルティング機能の提供等を通じ、お客さまニーズを実現していくことで、国内金融資産の活性化に貢献することを目指してまいります。

当年度は、個人のお客さまに対しては、中長期の資産形成に資する投資信託やファンドラップ等を提供してまいりました。また、2017年1月より加入対象者が拡大した個人型確定拠出年金において、制度加入時の運用商品の選択等を手助けする運用サポートツールを提供し、お客さまの利便性向上に努めました。年金等のお客さまに対しては、資産・負債の両面を踏まえたポートフォリオの分析や、運用戦略の組み合わせに関するアドバイス等のサービスを提供してまいりました。

* 50頁*1をご参照



スマートフォリオ <DC>
(確定拠出年金の運用サポートツール)



グローバルプロダクツユニット

トランザクション インベストメントバンキング



グローバルプロダクツユニットは、各カンパニーと連携し、あらゆるお客さまに対して、高度な専門性を駆使し、事業・財務戦略アドバイス、資金調達サポート、国内外為替・決済等のソリューションを提供することを通じて、〈みずほ〉の目指す「総合金融コンサルティンググループ」をプロダクツの面から支えることを目指してまいります。

当年度は、多岐に渡るお客さまのニーズに対応するため、IPO主幹事と証券代行、M&A分野におけるアドバイザリーとファイナンスおよび為替取引、不動産分野における仲介とファイナンス等、グループ全体の結節点・楔として銀行・信託・証券等グループのあらゆるプロダクツ機能を結集し、「お客さま第一」の観点からのアプローチを推進してまいりました。

リサーチ＆コンサルティングユニット



リサーチ＆コンサルティングユニットは、産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略からITまで幅広い分野に亘るコンサルティング機能を、「Oneシンクタンク」としてシームレスに連携させることで、包括的なソリューションを提供してまいります。

民間から公的セクターまでのあらゆるお客さまが抱える顕在的・潜在的な課題に対し、各カンパニーと連携して、マクロ・ミクロ両面からのアプローチで解決に取り組む専門家集団を目指してまいります。

当年度は、経済・金融・社会環境の不確実性が高まるなか、お客さまに旬なトピックスに関する深い洞察をタイムリーにお届けしていく「Oneシンクタンクレポート」の発信強化に取り組んでまいりました。

また、事業承継のような個別企業の課題や、環境・エネルギー、インフラ、ヘルスケアといった社会的課題の解決に、各カンパニーと連携して取り組んでまいりました。

■ 企業集団が対処すべき課題

中期経営計画の2年目となる2017年度は、「総合金融コンサルティンググループ」という目指す姿の実現に向けて、「顧客本位の業務運営と生産性の抜本的向上によるOne MIZUHO戦略の“加速”」を運営方針として取り組んでまいります。

中期経営計画における5つの基本方針等を踏まえ、以下の事項に重点を置いて、取り組みを進めてまいります。なお、各カンパニー・ユニットの事業戦略については、「企業集団の事業の経過および成果」に記載した通りです。

カンパニー制運営の高度化

「お客さま第一」を徹底し、銀行・信託・証券等グループ一体運営をさらに進化させるべく、カンパニー制運営の高度化に取り組んでまいります。現場力のさらなる強化、意思決定の迅速化、グループ経営の効率化等を進め、お客さまの課題解決を通じたグループ一体での非金利ビジネスの強化に取り組んでまいります。

事業の選択と集中

明確化した注力分野と縮退分野を踏まえ、縮退分野から注力分野へのメリハリの効いた経営資源の再配分を進めてまいります。限られた経営資源を効果的に活用し、収益力を向上させてまいります。

強靭な財務体質の確立

事業環境の変化の予兆を捉え、能動的かつ機動的にリスクアセツトや流動性をコントロールし、リスク・リターンを適正化するため、バランスシートコントロールを強化してまいります。また、「オペレーションナルエクセレンス」を追求し、グループ一体となって、現場が抱える課題や従来の仕事の進め方を徹底的に見直すことにより、生産性の向上とともに、コスト構造改革を進めてまいります。

イノベーションへの積極的取り組み

当社グループにおけるデジタルイノベーションの牽引役として、専担のCDIO（チーフ・デジタル・イノベーション・オフィサー）を設置した新しい推進体制のもと、人工知能・ビッグデータ*等のデジタルテクノロジーへの取り組みを加速し、次世代ビジネスの実用化と、業務プロセスの効率化・高度化を進めてまいります。

* 50頁*2をご参照

人材の活躍促進とカルチャーの確立

人事運営改革の浸透と主体的行動を促すカルチャーの醸成に取り組んでまいります。

人事運営の抜本的改革については、社員エンゲージメント（社員と会社がお互いの成長

に貢献し合う関係性)を高め、人材の面から競争優位を確立すべく、引き続き取り組んでまいります。また、すべての社員が能力を最大限に発揮しながら長く活躍することができるよう「健康経営」の取り組みを推進していくとともに、多様かつ柔軟な働き方を可能とする「働き方改革」を一層推進し、社員一人ひとりの活躍を促進してまいります。

社員一人ひとりの主体的行動を促すカルチャーの醸成については、各部拠点がそれぞれ目指すべき姿をまとめた「自部店ビジョン」の実現に向けた取り組み等、今後とも各種取り組みを継続・強化してまいります。

次期システムの完遂

最重要・最大規模のシステムプロジェクトとして、万全の態勢のもと、「安全・着実」に完遂するべく取り組んでまいります。

また、2017年3月に公表しております通り、当社は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社、株式会社りそな銀行、第一生命保険株式会社との間で、資産管理サービス信託銀行株式会社*と日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社との経営統合に向けて、詳細な検討および協議を開始すべく、基本合意書を締結いたしました。これは、資産管理業務に係る両社の経営資源・ノウハウを結集させることにより、規模のメリットを追求するとともに、安定的かつ高品質なオペレーションを実現し、国内証券決済市場のさらなる発展並びに本邦のインベストメント・チェーンの高度化に貢献することを目的としております。統合会社は、お客さまのあらゆるニーズに幅広くお応えする国内トップの資産管理専門信託銀行を目指してまいります。

なお、株式会社みずほ銀行とみずほ信託銀行株式会社の統合の可能性につきましても、引き続き検討してまいります。

* 当社の連結子会社

これらの取り組みに加え、規制強化等の外部環境変化を踏まえ、以下の取り組みについても進めてまいります。

リスクアペタイト・フレームワークの高度化

当社は、事業戦略・財務戦略とリスク管理の一体運営を通じて企業価値の向上を実現する観点から、リスクアペタイト・フレームワークを導入しております。戦略を実現するために、どのようなリスクをどの程度取るかを明確にしたうえで経営資源の配分や収益計画を決定し、運営状況のモニタリング等を通じリスク・リターンの最適化に取り組んでおります。

また、リスクに向き合う際に共有すべき価値観・行動軸の実現に向けた「リスクに関する行動指針」を制定し、研修等を通じてすべての役員および社員への浸透を深めております。これらの取り組みを通じて健全なリスクカルチャーを醸成し、当社のリスクアペタイト・フレームワークを実効的なものとするよう、引き続き取り組んでまいります。

グループベースでのコーポレート・ガバナンスの強化

株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社では、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、移行に向けた準備を開始しております。

取締役会による監督機能の高度化と意思決定の迅速化の実現を図り、カンパニー制のもとで各社がそれぞれの役割をより実効性高く発揮できるよう、グループベースでのガバナンスのさらなる高度化を進めてまいります。

フィデューシャリー・デューティー^{*}の実践

当社は、中長期的なパートナーとして、最も信頼されるグループであり続けるべく、資産運用関連業務におけるフィデューシャリー・デューティーの実践に向けたグループの取組方針、グループ各社毎のアクションプランを定めております。当該方針・アクションプランに従って、グループ各社における適切な動機付けの枠組みを構築するとともに、すべての役員と社員がフィデューシャリー・デューティー遵守の意識を共有し、実践を行う企業文化を定着させてまいります。

* 50頁*1をご参照

政策保有株式の削減

「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載の通り、上場政策保有株式については、「保有の意義が認められる場合を除き、保有しない」ことを基本方針としております。株価変動に伴う財務影響を軽減し、ストレス時においても金融仲介機能を十分に発揮できるよう、引き続き政策保有株式の削減に努めてまいります。

強固なブランドの確立

当社グループは、中期経営計画をブランド構築のアクションプランと位置付け、目指す姿である、お客さまと社会の持続的成長を支える課題解決のベストパートナーとしての「総合金融コンサルティンググループ」の実現を通じて、強固なブランドを確立してまいります。中期経営計画の達成とともに、ブランドコミュニケーションの実践等、今後とも一層のブランド価値向上に向けた取り組みを進めてまいります。

当社グループは、反社会的勢力との取引遮断をはじめとする法令遵守態勢およびガバナンス態勢の強化に引き続き努めてまいります。

また、社会の持続可能な発展にグループの総力を挙げて貢献するとともに、企業価値のさらなる向上に邁進してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

■イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
経常収益	29,277	31,802	32,152	32,929
経常利益	9,875	10,108	9,975	7,375
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,884	6,119	6,709	6,035
包括利益	8,329	19,410	3,045	5,581
純資産額	83,045	98,005	93,532	92,733
総資産	1,758,228	1,896,847	1,934,585	2,005,086

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
営業収益	3,168	3,777	3,335	3,780
受取配当額	2,851	3,446	2,928	3,281
銀行業を営む子会社	2,820	3,160	2,720	3,005
その他の子会社等	31	286	208	276
当期純利益	285,861 百万円	349,001 百万円	304,389 百万円	326,676 百万円
1株当たり当期純利益	11円53銭	14円11銭	12円17銭	12円91銭
総資産	62,513	66,031	70,642	92,693
銀行業を営む子会社株式等	54,548	54,548	54,548	54,544
その他の子会社株式等	5,685	5,685	5,677	6,201

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1\text{株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額（優先配当額等）}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 企業集団の使用人の状況

	使用人数（人）
2016年度末	株式会社みずほ銀行（連結）
	4,843
	みずほ証券株式会社（連結）
	その他
	合計
2015年度末	37,696
	株式会社みずほ銀行（連結）
	4,879
	みずほ証券株式会社（連結）
	合計
	35,382
	その他
	9,182
	6,932
	56,375

(注) 1. 使用人数は、みずほフィナンシャルグループおよび連結子会社の就業者数を記載しております。

2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

3. みずほフィナンシャルグループの使用人数は、「その他」に含めて記載しております。

(ご参考)

みずほフィナンシャルグループならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券（以下4社という）における使用人の状況は、以下の通りであります。

	2016年度末	2015年度末
使用人数	41,758人	38,907人
平均年齢	38年4月	38年6月
平均勤続年数	14年2月	14年6月
平均給与月額	491千円	501千円

(注) 1. 使用人数は、4社の就業者数を記載しております。

2. 使用人数は、4社合算であり、平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、4社平均であります。

3. 使用人数は、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

4. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、出向者および海外の現地採用者を除いて算出しており、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。

5. 平均給与月額は、3月中の税込平均給与であり、賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

■イ. 銀行持株会社

みずほフィナンシャルグループ：本社

■ロ. 銀行業

みずほ銀行

	営業所数		主要な営業所
	2016年度末	2015年度末	
関東・甲信越	387	383	本店ほか
北海道・東北	16	16	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	85	85	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	16	16	広島支店、高松支店ほか
九州・沖縄	13	13	福岡支店ほか
国内計	517	513	
米州	13	13	ニューヨーク支店ほか
欧州・中近東	7	7	ロンドン支店ほか
アジア・オセアニア	22	22	香港支店、シンガポール支店ほか
海外計	42	42	
合計	559	555	

- (注) 1. 営業所には出張所、振込専用支店、口座振替専用支店、ATM統括支店（「共同利用ATM」管理専門支店）、確定拠出年金支店（確定拠出年金専用店）、インターネット支店を含んでおります。
2. 上記のほか、2016年度末現在において、銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所を162か店（2015年度末248か店）、店舗外現金自動設備を53,635か所（2015年度末51,750か所）、駐在員事務所を6か所（2015年度末6か所）設置しております。
3. このほか、外貨両替業務を中心とした出張所を成田空港に5か所（2015年度末5か所）、関西国際空港に2か所（2015年度末2か所）、羽田空港に4か所（2015年度末4か所）、銀座に1か所（2015年度末1か所）、店舗外外貨自動両替機を成田空港に4か所（2015年度末4か所）、銀座に2か所（2015年度末2か所）、ファミリーマートに2か所（新設）設置しております。

みずほ信託銀行

	営業所数		主要な営業所
	2016年度末	2015年度末	
関東・甲信越	40	38	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	2	2	札幌支店、仙台支店
北陸・東海・近畿	9	9	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	3	3	広島支店、岡山支店ほか
九州	3	3	福岡支店ほか
合計	57	55	

- (注) 1. 営業所には出張所（みずほ銀行と同じ建物等に展開する相談拠点「トラストラウンジ」等21か所（2015年度末19か所））を含んでおります。
2. 上記のほか、2016年度末現在において、信託代理店53先（2015年度末51先）を設置しております。

■ ハ. 証券業

みずほ証券

	営業所数		主要な営業所
	2016年度末	2015年度末	
関東・甲信越	46	45	本店、新宿営業第一部ほか
北海道・東北	6	6	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	38	38	大阪営業第一部、名古屋支店ほか
中国・四国	10	10	広島支店、高松支店ほか
九州	8	8	福岡支店、熊本支店ほか
合計	108	107	

(注) 1. 上記のほか、2016年度末現在において、駐在員事務所を2か所（2015年度末2か所）設置しております。
 2. 上記のほか、2016年度末現在において、みずほ銀行ロビー内の「証券投資に係るご相談ブース」（プラネットブース）を165か所（2015年度末165か所）設置しております。

■ ニ. その他の事業

みずほ情報総研：本社ほか

(ご参考)

より充実した総合金融サービスを提供するために、上記口.ハ.に記載の営業所等について、銀行・信託・証券の共同店舗化を進めております。共同店舗化された営業所数の内訳は、次のとおりです。

	営業所数	
	2016年度末	2015年度末
銀行・信託・証券共同店舗	35	33
銀行・証券共同店舗	149	149
銀行・信託共同店舗	4	4
信託・証券共同店舗	2	2
合計	190	188

(注) 1. みずほ証券の共同店舗には、営業所のほかプラネットブースを含んでおります。

(5) 企業集団の設備投資の状況

■ イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	株式会社 みずほ銀行 (連結)	みずほ信託銀行 株式会社 (連結)	みずほ証券 株式会社 (連結)	その他
設備投資の総額	54,699	2,614	10,360	45,380

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. みずほフィナンシャルグループの設備投資の総額は、「その他」に含めて記載しております。

■ ロ. 重要な設備の新設等

該当するものはありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	1923年5月7日	百万円 1,404,065	% 100.00	百万円 280,373
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	1925年5月9日	247,369	100.00	20,499
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	1917年7月16日	125,167	95.80	17,374
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2001年1月22日	50,000	54.00	124
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1985年7月1日	2,000	51.00	22,183
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク・コンサルティング業務	1967年12月2日	900	98.60	408
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理 サービス業務	1970年5月11日	1,627	91.50	1,010
株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング業務	2005年10月3日	500	100.00	—
米州みずほ (Mizuho Americas LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	持株会社	2016年6月20日	440,856 (3,929百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
株式会社オリエントコーポレーション	東京都千代田区	信販業務	1951年3月15日	150,028	49.02 (49.02)	—
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	1974年11月29日	13,281	100.00 (100.00)	—
確定拠出年金サービス株式会社	東京都中央区	確定拠出年金 関連業務	2000年9月11日	2,000	60.00 (60.00)	—
日本株主データサービス株式会社	東京都杉並区	事務代行業務	2008年4月1日	2,000	50.00 (50.00)	—
みずほ不動産販売株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	1986年7月15日	1,500	100.00 (100.00)	—
日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社	東京都中央区	年金制度管理 及び事務執行業務	2004年12月21日	1,500	50.00 (50.00)	—
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング 業務	1977年4月1日	1,000	100.00 (100.00)	—
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピタル業務	1983年7月27日	902	49.99 (49.99)	—
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード業務	2005年10月1日	500	50.99 (50.99)	—
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	金融技術の調査・研究・開発業務	1998年4月1日	200	60.00 (60.00)	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ	東京都中央区	持株会社	2015年10月28日	百万円 100	% 100.00 (100.00)	百万円 —
株式会社みずほトラストシステムズ	東京都調布市	計算受託・ソフトウェア開発業務	1972年12月4日	100	50.00 (50.00)	—
ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク・フォー・フォーリン・トレード・オブ・ベトナム (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	銀行業務	2008年6月2日	176,290 (35,977,685 百万ドン)	15.00 (15.00)	—
みずほ銀行（中国）有限公司 (瑞穂銀行（中国）有限公司)	中華人民共和国 上海市	銀行業務	2007年6月1日	154,755 (9,500百万 人民元)	100.00 (100.00)	—
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	1975年3月14日	99,365 (709百万 スターング ポンド)	100.00 (100.00)	—
みずほセキュリティーズ アジアリミテッド (Mizuho Securities Asia Limited)	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	1999年4月30日	52,286 (3,620百万 香港ドル)	100.00 (100.00)	—
インドネシアみずほ銀行 (PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	1989年7月8日	27,464 (3,269,574 百万ルピア)	98.99 (98.99)	—
ブラジルみずほ銀行 (Banco Mizuho do Brasil S.A.)	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	銀行業務	1911年1月11日	19,236 (539百万 レアル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	証券業務	1976年8月16日	18,691 (166百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
欧州みずほ銀行 (Mizuho Bank Europe N.V.)	オランダ王国 アムステルダム市	銀行業務 証券業務	1974年3月1日	16,984 (141百万 ユーロ)	100.00 (100.00)	—
ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルク大公国 ミュンツバッハ市	信託業務 銀行業務	1989年3月21日	11,781 (105百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ銀行 (Mizuho Bank (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	銀行業務	1974年11月29日	11,048 (98百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
スイスみずほ銀行 (Mizuho Bank (Switzerland) Ltd)	スイス連邦 チューリッヒ市	銀行業務 信託業務	1976年10月20日	5,954 (53百万 スイスフラン)	100.00 (100.00)	—
米国みずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking Co. (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	信託業務 銀行業務	1987年10月19日	3,685 (32百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
みずほキャピタル・マーケット・コーポレーション (Mizuho Capital Markets Corporation)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	デリバティブ 業務	1989年1月27日	0 (3千 米ドル)	100.00 (100.00)	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。

3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の（ ）内は、間接議決権比率を内数として表示しております。

5. 従来、DIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社を重要な子会社等として記載しておりましたが、2016年10月1日付でみずほ信託銀行株式会社の資産運用部門と前記3社を統合し、アセットマネジメントOne株式会社が発足したため、記載を変更しております。
6. 米州みずほ (Mizuho Americas LLC)、株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ、株式会社みずほトラストシステムズを新たに重要な子会社等として加えております。
7. 米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA Inc.) は、2017年3月31日付で商号を米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA LLC) に変更いたしました。
8. オランダみずほ銀行 (Mizuho Bank Nederland N.V.) は、2017年1月1日付で商号を欧州みずほ銀行 (Mizuho Bank Europe N.V.) に変更いたしました。
9. アセットマネジメントOne株式会社の当社への配当額22,183百万円は、統合前のDIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社の当社への金銭による配当額の合算値です。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況		
		持株数	議決権比率	
株式会社みずほ銀行	656,100百万円	— 千株	— %	
合計	656,100百万円	— 千株	— %	

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

2017年3月31日現在の会社役員の状況は次の通りであります。

■取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
佐藤 康博	取締役	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役	
津原 周作	取締役	株式会社みずほ銀行専務取締役	
綾 隆介	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
藤原 弘治	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
飯田 浩一	取締役	株式会社みずほ銀行常務取締役	
高橋 秀行	取締役 ■監査委員	株式会社みずほ銀行取締役	財務および会計にに関する相当程度の知見を有しております。
船木 信克	取締役 ■監査委員		
大橋 光夫	取締役（社外役員） ■指名委員	昭和電工株式会社最高顧問 一般財団法人国民政治協会代表理事・会長	
関 哲夫	取締役（社外役員） ■報酬委員 ■監査委員	サッポロホールディングス株式会社監査役	
川村 隆	取締役（社外役員） ■指名委員 ■報酬委員	カルビー株式会社社外取締役 株式会社日本経済新聞社社外監査役 株式会社ニトリホールディングス社外取締役 いちご株式会社社外取締役	
甲斐中 辰夫	取締役（社外役員） ■指名委員 ■報酬委員 ■監査委員	卓照綜合法律事務所所属弁護士 生命保険契約者保護機構理事長 株式会社オリエンタルランド社外監査役	
阿部 紘武	取締役（社外役員） ■報酬委員 ■監査委員	公認会計士阿部紘武事務所 コネクシオ株式会社社外監査役	財務および会計にに関する相当程度の知見を有しております。
大田 弘子	取締役（社外役員） ■指名委員	政策研究大学院大学教授 JXホールディングス株式会社社外取締役 パナソニック株式会社社外取締役	

- (注) 1. 高橋 秀行氏は当社グループCFOとしての経験等を通じ、阿部 紘武氏は公認会計士としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要であるなか、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の高橋 秀行氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。

3. 大橋 光夫氏は、2016年7月5日付で富国生命保険相互会社社外監査役を退任しております。
4. 川村 隆氏は、2016年6月17日付で日立化成株式会社社外取締役、2016年6月22日付で株式会社日立製作所相談役、および2016年6月27日付で日立建機株式会社取締役会長社外取締役を退任しております。
5. 阿部 紘武氏は、2016年6月24日付で新日鐵住金株式会社社外監査役を退任しております。
6. 社外取締役である関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武および大田 弘子の5氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

■執行役

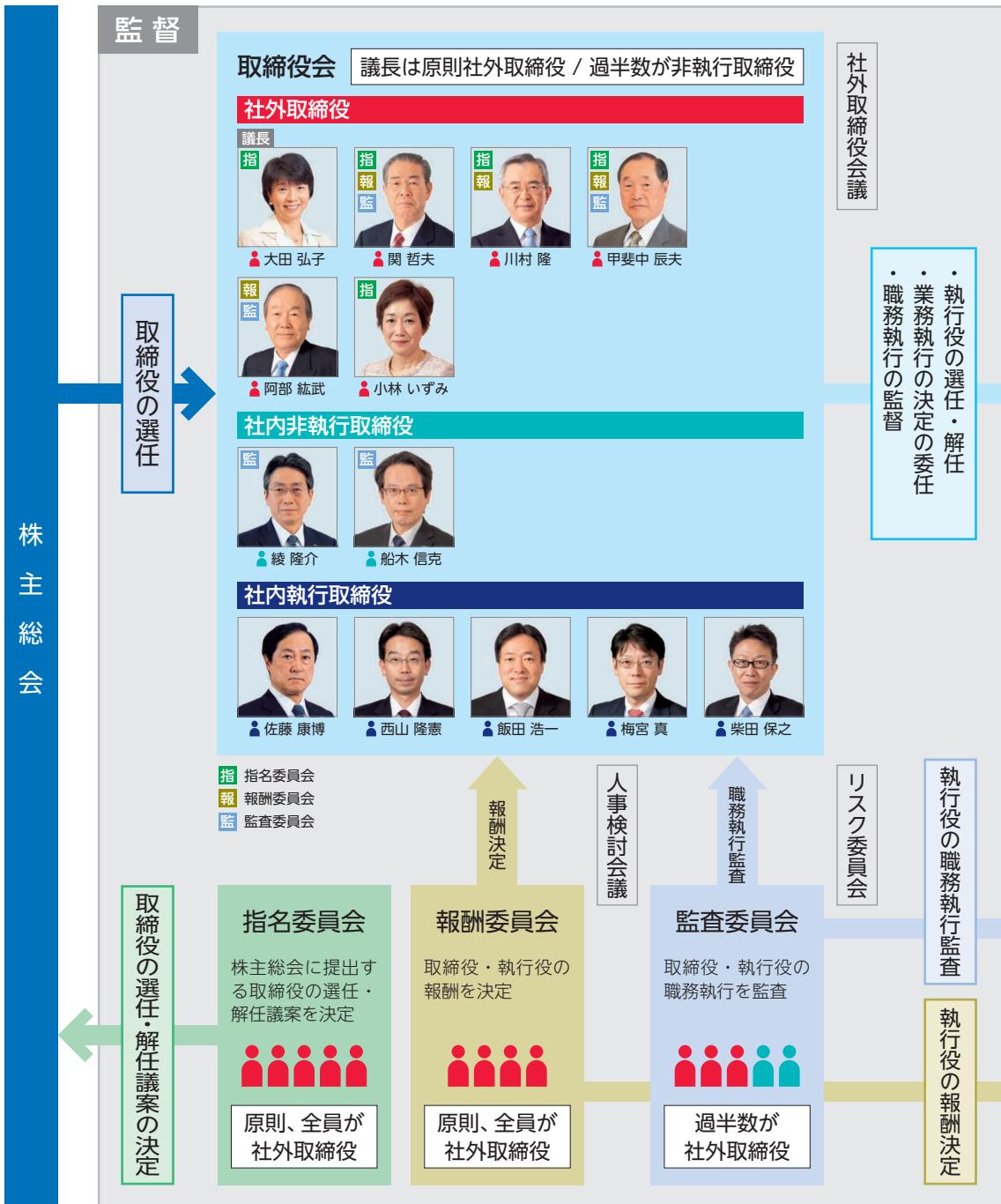
氏名	地位および担当	重要な兼職
佐藤 康博*	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行取締役 みずほ信託銀行株式会社取締役 みずほ証券株式会社取締役
岡部 俊胤	執行役副社長（代表執行役） リテール・事業法人力カンパニー長	
安部 大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長 (グループCIO兼グループCOO)	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
中村 康佐	執行役副社長 大企業・金融・公共法人力カンパニー長	株式会社みずほ銀行副頭取執行役員
菅野 晃	執行役専務 グローバルコーポレートカンパニー長	
津原 周作*	執行役専務 コンプライアンス統括グループ長 (グループCCO)	株式会社みずほ銀行専務取締役
加藤 純一	執行役専務 グローバルマーケットカンパニー長	
本橋 克宣	執行役専務 アセットマネジメントカンパニー長	株式会社みずほ銀行専務執行役員
米谷 雅之	執行役専務 内部監査グループ長（グループCA）	
大串 桂一郎	執行役専務 リサーチ＆コンサルティングユニット長	
山田 大介	執行役常務 グローバルプロダクツユニット長兼インキュベーションP.T.担当役員	株式会社みずほ銀行常務執行役員
綾 隆介*	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	株式会社みずほ銀行常務取締役
藤原 弘治*	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	株式会社みずほ銀行常務取締役
石井 哲	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	株式会社みずほ銀行常務執行役員
飯田 浩一*	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	株式会社みずほ銀行常務取締役

(注) *印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。

(ご参考)
経営体制について

2017年6月23日（金）の株主総会でのご承認を前提として今後の経営体制を以下通り予定しています。

なお、2017年4月1日付の執行役の状況および選任理由を70頁以降に記載しています。



経営

取締役会からの委任に基づく業務の執行の決定と業務執行を実施

執行役



執行役社長
(グループCEO)
佐藤 康博

安部 大作

執行役副社長
IT・システムグループ長
兼事務グループ長
(グループCIO
兼グループCOO)

野村 勉

執行役常務
内部監査グループ長
(グループCA)

西山 隆憲

執行役常務
コンプライアンス
統括グループ長
(グループCCO)

飯田 浩一

執行役常務
企画グループ長
(グループCSO)

小嶋 修司

執行役常務
人事グループ長
(グループCHRO)

梅宮 真

執行役常務
財務・主計グループ長
(グループCFO)

柴田 保之

執行役常務
リスク管理グループ長
(グループCRO)
※6月下旬就任予定

5カンパニー

リテール・事業法人

Retail & Business Banking Company

岡部 俊胤
執行役副社長（代表執行役）
リテール・事業法人カンパニー長



個人

中小企業

中堅企業

大企業・金融・公共法人

Corporate & Institutional Company

中村 康佐
執行役副社長
大企業・金融・公共法人カンパニー長



大企業法人

金融法人

公共法人

グローバルコーポレート

Global Corporate Company

菅野 晓
執行役副社長
グローバルコーポレートカンパニー長

米州 欧州 東アジア



アジア・オセアニア

グローバルマーケット

Global Markets Company

加藤 純一
執行役専務
グローバルマーケットカンパニー長



投資家

アセットマネジメント

Asset Management Company

本橋 克宣
執行役専務
アセットマネジメントカンパニー長

投資家



2ユニット

グローバルプロダクツ

Global Products Unit

谷口 真司
執行役常務
グローバルプロダクツユニット長

トランザクション インベストメントバンキング



リサーチ&コンサルティング

Research & Consulting Unit

大串 桂一郎
執行役専務
リサーチ&コンサルティングユニット長



(ご参考)

2017年4月1日付の執行役の状況は次の通りであります。

■ 執行役

氏名

地位および担当

佐藤 康博執行役社長（代表執行役）
グループCEO**執行役選任理由**

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

岡部 俊胤執行役副社長（代表執行役）
リテール・事業法人力カンパニー長**執行役選任理由**

1980年より、当社グループの一員として、個人・リテール業務企画、内部監査、コンプライアンス統括等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リテール・事業法人力カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

安部 大作執行役副社長
IT・システムグループ長兼事務グループ長（グループCIO兼グループCOO）**執行役選任理由**

1980年より、当社グループの一員として、経営企画、IT・システム企画、事務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

IT・システムグループ長兼事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

中村 康佐執行役副社長
大企業・金融・公共法人力カンパニー長**執行役選任理由**

1981年より、当社グループの一員として、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

大企業・金融・公共法人力カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

菅野 晓

執行役副社長

グローバルコーポレートカンパニー長

執行役選任理由

1982年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

グローバルコーポレートカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

加藤 純一

執行役専務

グローバルマーケットカンパニー長

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

グローバルマーケットカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

本橋 克宣

執行役専務

アセットマネジメントカンパニー長

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、アセットマネジメント業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

アセットマネジメントカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

大串 桂一郎

執行役専務

リサーチ&コンサルティングユニット長

執行役選任理由

1983年より、当社グループの一員として、リテール・事業法人・大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リサーチ&コンサルティングユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

綾 隆介

執行役常務
リスク管理グループ長（グループCRO）

執行役選任理由

1984年より、当社グループの一員として、総合リスク管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

野村 勉

執行役常務
内部監査グループ長（グループCA）

執行役選任理由

1982年より、当社グループの一員として、与信企画、審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

内部監査グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

西山 隆憲

執行役常務
コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）

執行役選任理由

1985年より、当社グループの一員として、広報、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

飯田 浩一

執行役常務
企画グループ長（グループCSO）

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、財務・主計、経営企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

小嶋 修司執行役常務
人事グループ長（グループCHRO）**執行役選任理由**

1987年より、当社グループの一員として、人事、コンプライアンス統括、内部監査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

谷口 真司執行役常務
グローバルプロダクツユニット長**執行役選任理由**

1986年より、当社グループの一員として、投資銀行業務、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

グローバルプロダクツユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

梅宮 真執行役常務
財務・主計グループ長（グループCFO）**執行役選任理由**

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていくと判断し、執行役に選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

■ 取締役または執行役ごとの報酬等の総額および員数

取締役または執行役に対する、2016年度に係る報酬等（2016年度分）、および2016年度において支給しましたは支給する見込みの額が明らかとなった2015年度に係る報酬等（2015年度分）は次のとおりです。

（単位：百万円）

区分	支給人数 (注) 2	報酬等 (注) 3	報酬等の種類別の総額							
			2016年度分				2015年度分			
			基本給		その他		業績給		株式報酬	
			支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取締役	8名	226	8名	200	7名	0	—	—	2名	25
執行役	21名	741	15名	499	15名	1	18名	120	18名	120
合 計	29名	968	23名	700	22名	1	18名	120	20名	145

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 記載人数は、2016年度分および2015年度分を通じての実支給人数を記載しております。
- 3. 記載金額は、2016年度分および2015年度分の合計金額を記載しております。
- 4. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
- 5. 上記は、2016年4月1日付で辞任した執行役6名を含んでおります。
- 6. 執行役の業績給は、2016年7月に当社報酬委員会において2015年度分として決定した額を記載しております。なお、このうち一定額を超える部分については、2017年度より3年間に亘って繰延支給することを予定しております。
- 7. 取締役（社外取締役を除く）および執行役の株式報酬は、2016年7月に当社報酬委員会において2015年度分として付与した株式給付ポイント（1ポイントが当社株式1株に換算されます）に、当社株式の帳簿価額（158,6789円／株）を乗じた額を記載しております。なお、2015年度分の株式報酬は、2017年度より3年間に亘って繰延支給することを予定しております。
- 8. 2016年度に係る業績給および株式報酬については、現時点で金額が確定していないため、上記の報酬等には含めておりませんが、会計上は、所要の引当金を計上致しております。
- 9. その他は、2016年度に係る弔慰金保険料およびグループ生命保険料補助金等を含み、いずれも当社報酬委員会の決定に基づくものです。

■会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、当社ならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券（以下、「中核子会社」という）の取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「取締役等」という）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する「みずほフィナンシャルグループ 報酬の決定方針」を定めております。

本方針に基づく当社および中核子会社の役員報酬は、当社グループの企業理念の下、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図る上で、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブおよび当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としております。

基本方針

当社および中核子会社の取締役等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとする。

- (1) 各々の役員が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (2) 中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に配慮した報酬体系とする。
- (3) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (4) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。
- (5) 経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の見直しを行う。
- (6) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

報酬体系

1. 業務執行を担う当社執行役（取締役兼執行役を含む）、執行役員および専門役員ならびに中核子会社の業務執行を担う取締役、執行役員および専門役員（以下、「業務執行を担う役員」という）と、経営の監督を担う非執行の当社取締役および中核子会社の取締役（以下、「経営の監督を担う非執行の役員」という）の報酬は別体系とする。
2. 業務執行を担う役員の基本的な報酬体系は、固定報酬としての基本給と、変動報酬としての業績給および業績連動型株式報酬とする。固定報酬と変動報酬の構成比率、変動報酬の業績による変動幅および変動報酬の支給方法については、内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等や経営者報酬の調査データ等を勘案の上で、持続的な成長に向けた健全なインセンティブ付けの観点および過度なリスクテイクを抑制する観点を踏まえ設定する。

基本的な構成比率については、原則として、固定報酬と変動報酬の比率を6：4、変動報酬における業績給と業績連動型株式報酬の比率を1：1とし、当該比率に基づき各報酬に係る役位に基づく基準額を算出するとともに、変動報酬については各役員の成果を反映して、役位に基づく基準額の0%～150%の範囲で支給を行う。基本給、業績給および業績連動型株式報酬各々の体系および支給方法等は、原則として、以下の通りとする。

報酬体系（続き）

- (1) 基本給については、役位に基づく基準額に、各役員の役割・職責を反映した加算を行う体系とする。
 - (2) 業績給については、各役員の年度計画達成へのインセンティブおよびその成果への対価として金銭を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した体系とする。支給に際しては、業績給の一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
 - (3) 業績連動型株式報酬については、株主との利益の一一致を図り、企業価値増大へのインセンティブを向上させることを目的として、信託を通じて株式市場から取得した当社株式を支給するものであり、役位に基づく基準額に各役員の成果を反映した額に相当する当社株式を支給する。支給に際しては、業績連動型株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。
 - (4) 外部登用のプロフェッショナル人材等を対象とする変動報酬については、一定額ないしは一定割合の繰延支給や株式等の非金銭支給とともに、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを、各対象役員の職責や業務特性ならびにマーケットバリュー等を踏まえ個別に設計する。
3. 経営の監督を担う非執行の役員に対しては、監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則とし、その報酬の体系は基本給および株式報酬とする。
- (1) 基本給については、常勤・非常勤別の基準額に、各役員の役割や職責を反映した加算を行う体系とする。
 - (2) 株式報酬は、社外取締役を除く常勤の社内取締役に対して、役位に基づく基準額に応じて支給する。但し、各役員の成果に応じた支給水準の変動は行わない。支給に際しては、株式報酬の全額について3年間に亘る繰延支給を行うとともに、会社の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入する。

報酬決定プロセス

1. 報酬委員会は、当社および中核子会社の役員報酬の決定方針、「報酬体系」に定める報酬体系を含む役員報酬制度の決定のほか、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核子会社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行う。
2. 執行役社長は、本方針ならびに本方針に係る規程および細則等に定めるところに従い、当社執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の決定および中核子会社の執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行う。
3. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
4. 報酬委員会は必要に応じて、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核子会社の役職者を含む）および外部専門家等を出席させ、意見を聞くことができる。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
大橋光夫	
関哲夫	
川村隆	
甲斐中辰夫	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
阿部紘武	
大田弘子	

(4) 取締役会および各委員会への出席状況

(2017年3月31日現在)

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会
佐藤康博	13／13回 (100%)			
津原周作	13／13回 (100%)			
綾隆介	13／13回 (100%)			
藤原弘治	13／13回 (100%)			
飯田浩一	11／11回 (100%)			
高橋秀行	13／13回 (100%)		18／18回 (100%)	
船木信克	13／13回 (100%)		18／18回 (100%)	
大橋光夫	13／13回 (100%) 12／12回 (100%)			
関哲夫	13／13回 (100%)	13／13回 (100%)	18／18回 (100%)	
川村隆	13／13回 (100%) 12／12回 (100%)	13／13回 (100%)		
甲斐中辰夫	13／13回 (100%) 12／12回 (100%)	13／13回 (100%)	17／18回 (94%)	
阿部紘武	13／13回 (100%)	6／6回 (100%)	18／18回 (100%)	
大田弘子	13／13回 (100%) 12／12回 (100%)			

(注) 1. 飯田浩一氏については、2016年6月の当社取締役就任以降、当事業年度に開催された取締役会への出席状況について記載しております。

2. 阿部紘武氏については、2016年10月の当社報酬委員就任以降、当事業年度に開催された報酬委員会への出席状況について記載しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（1）会社役員の状況」に記載の通りであります。

当社は、大橋光夫氏が代表理事・会長を兼職する一般財団法人国民政治協会へ寄付を行っておりますが、過去3年に行った同協会への平均年間寄付金額は、同協会の過去3事業年度の平均年間総費用の1%未満であること等から、「当社社外取締役の独立性基準」に照らし、同氏の独立性に影響を与えるものではございません。なお、取締役会での決議にあたっては、特別利害関係人となる同氏は審議および決議に参加しておりません。

その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員の当事業年度における取締役会および各委員会への出席状況につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項（4）取締役会および各委員会への出席状況」に記載の通りであります。

社外役員は、取締役会等において、各々が有する豊富な経験と高い識見および専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
大橋 光夫	11年9か月	<p>経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、「カンパニー制」導入による「収益構造の転換」といった成果の早期実現、および国内外の規制動向・経済動向等を見据えた対策の準備の重要性等について積極的な提言を行いました。</p> <p>さらに同氏は指名委員会委員長として、当社取締役の選任議案ならびに中核子会社取締役の選任および役付選定議案等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。</p>
関 哲夫	1年9か月	<p>経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、連結当期純利益を確保していくための抜本的対策の検討、ならびに国内店舗戦略におけるエリア管理体制および収益管理手法の高度化の重要性等について積極的な提言を行いました。</p>

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
川村 隆	2年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、メリハリの効いた事業ポートフォリオ戦略、人員のスリム化や効率化も含めた経費削減の更なる踏み込み、および経営監査にフォーカスした内部監査の重要性等について積極的な提言を行いました。
甲斐中 辰夫	2年9か月	最高裁判所判事および弁護士等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、人材採用計画も踏まえた長期的視野による人員計画、安全性を重視した次期システムプロジェクト推進、およびコンプライアンスの重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は報酬委員会委員長として、当社取締役等の個人別の報酬、当社および中核子会社の役員報酬制度等について、委員会としての決定に向け議案審議を主導いたしました。
阿部 紘武	1年9か月	公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、中期経営計画の目標やビジョンのグループ会社への浸透、コンプライアンス態勢の充実を含めた内部統制システムの運用、および国内店舗戦略における地域金融機関とのビジネス連携強化の重要性等について積極的な提言を行いました。
大田 弘子	2年9か月	政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、生産性向上を目指す「構造改革型のオペレーションアルエクセレンス」、本部機能のスリム化を含む本部改革、および注力・縮退分野をより明確にする事業ポートフォリオ戦略の重要性等について積極的な提言を行いました。 さらに同氏は取締役会議長として、当社グループの経営の基本方針等について、取締役会としての決議に向け議案審議を主導いたしました。

(3) 社外役員に対する報酬等（2016年度分）

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	107百万円	-

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4. 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

(2016年度末現在)

発行可能株式総数

52,214,752,000 株

(2) 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

(2016年度末現在)

区分	発行可能種類株式総数 株	発行済株式総数 株	株主数 名
普通株式	48,000,000,000	25,386,307,945	986,907
第十一種の優先株式	914,752,000	—	—
第一回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—

- (注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとしております。
4. 2016年4月1日から2016年7月1日までに、第十一回第十一種優先株式98,923,600株の取得請求及び一斉取得により、普通株式349,677,288株が増加いたしました。
5. 第十一回第十一種優先株式につきましては、当社定款第20条及び発行要項第15項の規定に基づき、2016年6月30日までに取得請求のなかった第十一回第十一種優先株式を、2016年7月1日付で全て取得し、2016年7月13日付で保有するすべての第十一回第十一種優先株式を消却しております。
6. 2016年4月1日から2017年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式6,105,000株が増加いたしました。
7. 上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主29,258名を含んでおりません。

(3) 大株主

■普通株式

(2016年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口)	1,122,309,400	4.42
日本信託銀行マスクタートラスト(信託口)	962,863,300	3.79
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口9)	627,066,600	2.47
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口5)	492,293,200	1.93
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口1)	365,649,900	1.44
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口2)	360,809,200	1.42
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口7)	357,374,400	1.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 JP MORGAN CHASE BANK 385151	353,600,880	1.39
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口4)	307,115,823	1.21
日本信託銀行ラスティ・セービスス(信託口4)	292,440,900	1.15

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率につきましては、自己株式（6,705,604株）を除外して算定しております。

5. 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下の通りであります。

新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第1回 新株予約権 2009年 2月16日	5,409個	普通株式 5,409,000株	190,910円	1円	2009年2月17日から 2029年2月16日まで
第2回 新株予約権 2009年 9月25日	5,835個	普通株式 5,835,000株	168,690円	1円	2009年9月28日から 2029年9月25日まで
第3回 新株予約権 2010年 8月26日	6,808個	普通株式 6,808,000株	119,520円	1円	2010年8月27日から 2030年8月26日まで
第4回 新株予約権 2011年 12月8日	12,452個	普通株式 12,452,000株	91,840円	1円	2011年12月9日から 2031年12月8日まで
第5回 新株予約権 2012年 8月31日	11,776個	普通株式 11,776,000株	113,250円	1円	2012年9月3日から 2032年8月31日まで
第6回 新株予約権 2014年 2月17日	7,932個	普通株式 7,932,000株	192,610円	1円	2014年2月18日から 2034年2月17日まで
第7回 新株予約権 2014年 12月1日	9,602個	普通株式 9,602,000株	186,990円	1円	2014年12月2日から 2034年12月1日まで

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役および執行役の 保有人数と個数	
第1回新株予約権	84個	普通株式 84,000株	1名	84個
第2回新株予約権	179個	普通株式 179,000株	1名	179個
第3回新株予約権	227個	普通株式 227,000株	1名	227個
第4回新株予約権	252個	普通株式 252,000株	2名	252個
第5回新株予約権	533個	普通株式 533,000株	4名	533個
第6回新株予約権	242個	普通株式 242,000株	4名	242個
第7回新株予約権	1,017個	普通株式 1,017,000株	12名	1,017個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等はございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 江見 瞳生 公認会計士 高木 竜二 公認会計士 亀井 純子 公認会計士 林 慎一
当該事業年度に係る報酬等	47百万円
	<p>1. 監査委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂行状況を踏まえ、当該事業年度の監査計画の内容が、リスク認識に適切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で、適正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づいた報酬見積もりであるかを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である自己資本比率算定に係る調査手続業務等を委託し、対価を支払っております。</p> <p>3. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項 金融庁による2015年12月22日付処分の概要 (1)処分対象 新日本有限責任監査法人 (2)処分内容 <ul style="list-style-type: none"> ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月 (2016年1月1日から同年3月31日まで) ・業務改善命令（業務管理体制の改善） (3)処分理由 ア 他社の財務書類の監査において、7名の社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した イ 当監査法人の運営が著しく不当と認められた</p> <p>会計監査人は、業務改善命令に基づき、2016年1月29日付で金融庁に業務改善計画を提出し、進捗状況を毎月公表しております。 当社は、会計監査人より、その内容につき都度報告を受けております。</p>
その他	

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当社、連結される子会社および子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,178百万円であります。
- なお、当社、連結される子会社および子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

■ イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

<解任>

- 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
- 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

<不再任>

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制等に関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

■ ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社および子法人等のうち、みずほインターナショナル (Mizuho International plc) ほか12社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社は、2016年4月22日開催の取締役会で決議した、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、運用状況等について検証を実施、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2017年4月24日開催の取締役会で見直しの決議を行っております。

2017年4月24日開催の取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制」の概要は以下の通りであります。

「業務の適正を確保するための体制」の決議内容の概要

(1) 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会室の設置	監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。
-----------	--

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

(2) 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査委員会の事前同意	監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人における人事については、監査委員会の事前の同意を得る。
体制の十分性、独立性の確保	監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

(3) 監査委員会への報告に関する体制

■イ. 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制

当社役職員の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。 監査委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。
-----------------	--

内部監査グループとの連携	監査委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的指示を行う等、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。
--------------	--

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

■ □. 当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人 またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

子会社等の役職員の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
子会社等の管理状況の報告等	監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

(4) 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として 不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

不利益取扱いの禁止	社員等が法律違反や服務規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報を、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことの理由として、人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。
	監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

(5) 監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。） について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行 について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

費用負担	監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。
------	---

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

(6) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員の選定	金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として1名または2名を常勤の監査委員として選定する。
内部監査グループ等との連携	監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携等を通じて、その職務を遂行する。
会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席	監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。
会計監査人・子会社等の監査役との連携	監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(7) 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

保存期限等	経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。
情報管理	執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。
	情報管理を徹底するための具体的な実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的にフォローアップする。
経営政策委員会	情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」を規定している。

(8) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

総合リスク管理	「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。
	執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、リスク委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。

経営政策委員会	市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。
事業継続管理	「事業継続管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。 「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。 事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーションルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

(9) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

権限委任	業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。
カンパニー制	顧客セグメント別の経営体制としてカンパニーおよびユニットを設置し、銀・信・証横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。
リスクアペタイト・フレームワーク運営	当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニーおよびユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。
分掌業務・決裁権限等	取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(10) 執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。
コンプライアンス	コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的に実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。 執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案および推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

反社会的勢力との関係遮断	反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。
経営政策委員会	コンプライアンス統括および反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会、反社取引排除委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

(11) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「みずほの企業行動規範」	グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。
グループ経営管理	持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。
	主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。
役職員等による取締役会等への報告	取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「カンパニー戦略会議規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」「『カンパニー制』の運営に関する規程」等にて、「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

■イ. 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者（ハおよびニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

主要グループ会社からの承認申請・報告	当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。 当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続をとらせる。
--------------------	---

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

■ 口. 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る 基本方針	当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、リスク委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
	当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。
	主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

■ ハ. 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営方針等の 策定・提示	当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。
-----------------	---

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

■ 二. 当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに 係る基本方針	当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。
	当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。
	主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

2016年4月22日開催の取締役会で決議致しました「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は以下のとおりであります。

【業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）】の運用状況の概要

(1) 内部統制システム全般

- ・2016年4月22日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認したうえで、2017年4月24日開催の取締役会において一部の見直しを決議しております。

(2) リスク管理体制

- ・当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うとともに、当社グループ全体（連結ベース）として保有するリスクが資本金等の財務体力を超えないように経営としての許容範囲にリスクを制御しております。また、この枠組みの下で経営の健全性を確保するためにリスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
- ・市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- ・グループの事業継続管理態勢を統一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度ごとにグループの整備方針・整備計画を策定し、事業継続管理委員会において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告しております。また、グループ共同訓練・研修等を継続的に実施し、これらを通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでおります。
- ・「カンパニー制」導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自律的統制機能を強化し、各カンパニー、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に取り扱う体制を構築し、運用しております。

(3) コンプライアンス体制

- ・コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに、進捗管理および必要な計画変更を行っております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画におけるグループ共通の重点施策として、「反社会的勢力との関係遮断」に注力しております。
- ・コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、

コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

(4) 執行役の職務執行

- ・当社はコーポレート・ガバナンスおよび経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択しております。
- ・銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピードに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を導入しております。
- ・事業戦略、財務戦略およびリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターンの最適化を行なべく、リスクアペタイト・フレームワークを導入し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしております。
- ・取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営の妥当性・効率性の観点を踏まえ、経営会議、経営政策委員会等の見直しを行ない、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保しております。

(5) グループ経営管理体制

- ・グループ各社は、グループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行うことでグループ経営管理の一体性を確保しております。
- ・当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けております。
- ・主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的または必要に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- ・資産運用ビジネス、リサーチ＆コンサルティング機能の強化、およびフィデューシャリー・デューティーの観点から、当該機能を担う主要グループ会社について、より広範な経営管理を行なうとともに、グループの資産運用会社の独立性を確保した新しいグループ経営管理体制を2017年4月1日より導入することを取締役会にて決議しております。

(6) 監査委員会の職務執行

- ・監査委員会は、社内非執行取締役2名および社外取締役3名で構成し、社内非執行取締役2名を常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めております。
- ・監査委員会は、全てのグループ長、カンパニー長およびユニット長、中核3社の頭取・社長を個別に監査委員会に出席させ、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について定期的に報告を受け、主として内部統制上の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
- ・このうち、内部監査については内部監査グループ長を定期的に監査委員会に出席させ、グループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画および内部監査グループ長の委嘱に関する同意決議を行っております。
- ・また、子会社等の監査役との緊密な連携を図るため、定期的にグループ監査役連絡会およびグループ監査役勉強会を開催し意見交換等を実施しております。
- ・さらに、会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- ・社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合および監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やインターネットへの掲載により周知しております。
- ・監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事および同室の予算等については監査委員会による事前同意を行っております。

8. 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の末日における帳簿価額の合計額

5,015,233百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

9,269,369百万円

9. その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することにより、「着実な株主還元」を実現してまいります。各年度の配当額については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

（その他留意事項）

「事業譲渡等の状況」「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「社外役員の意見」「会計監査人の責任限定契約」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との取引に関する事項」「会計参与に関する事項」につきましては、該当事項はございません。

■ 連結計算書類等

連結計算書類

連結貸借対照表 第15期末 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			(負債の部)
現金預け金	47,129,583	預金	120,045,217
コールローン及び買入手形	1,035,746	譲渡性預金	10,631,277
買現先勘定	8,967,777	コールマネー及び売渡手形	1,255,172
債券貸借取引支払保証金	3,350,051	売現先勘定	17,969,753
買入金銭債権	2,745,204	債券貸借取引受入担保金	1,679,300
特定取引資産	10,361,787	コマーシャル・ペーパー	789,705
金銭の信託	247,583	特定取引負債	7,923,285
有価証券	32,353,158	借用金	6,307,230
貸出金	78,337,793	外国為替	526,053
外国為替	1,828,782	短期社債	226,348
金融派生商品	2,170,750	社債	7,564,535
その他資産	4,180,339	信託勘定借	4,784,077
有形固定資産	1,136,329	金融派生商品	1,784,857
建物	348,068	その他負債	3,883,168
土地	641,284	賞与引当金	67,633
リース資産	26,210	変動報酬引当金	3,018
建設仮勘定	22,134	退職給付に係る負債	55,236
その他の有形固定資産	98,631	役員退職慰労引当金	1,327
無形固定資産	1,045,486	貸出金売却損失引当金	298
ソフトウェア	308,595	偶発損失引当金	5,680
のれん	74,772	睡眠預金払戻損失引当金	19,072
リース資産	16,013	債券払戻損失引当金	32,720
その他の無形固定資産	646,105	特別法上の引当金	2,309
退職給付に係る資産	797,762	繰延税金負債	337,800
繰延税金資産	56,066	再評価に係る繰延税金負債	66,585
支払承諾見返	5,273,581	支払承諾	5,273,581
貸倒引当金	△509,175	負債の部合計	191,235,249
(純資産の部)			
資本金	2,256,275		
資本剰余金	1,134,416		
利益剰余金	3,615,449		
自己株式	△4,849		
株主資本合計	7,001,291		
その他有価証券評価差額金	1,289,985		
繰延ヘッジ損益	10,172		
土地再評価差額金	145,609		
為替換算調整勘定	△69,657		
退職給付に係る調整累計額	144,866		
その他の包括利益累計額合計	1,520,976		
新株予約権	1,754		
非支配株主持分	749,339		
純資産の部合計	9,273,361		
資産の部合計	200,508,610	負債及び純資産の部合計	200,508,610

連結損益計算書 第15期 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	3,292,900
資金運用収益	1,445,555
貸出金利息	934,108
有価証券利息配当金	279,888
コールローン利息及び買入手形利息	5,234
買現先利息	79,599
債券貸借取引受入利息	13,806
預け金利息	77,294
その他の受入利息	55,624
信託報酬	50,627
役務取引等収益	752,982
特定取引収益	326,230
その他業務収益	338,276
その他経常収益	379,228
償却債権取立益	33,630
その他の経常収益	345,597
経常費用	2,555,387
資金調達費用	577,737
預金利息	223,564
譲渡性預金利息	46,054
コールマネー利息及び売渡手形利息	3,234
売現先利息	120,362
債券貸借取引支払利息	2,793
コマーシャル・ペーパー利息	7,386
借用金利息	17,832
短期社債利息	238
社債利息	123,056
その他の支払利息	33,214
役務取引等費用	149,439
特定取引費用	898
その他業務費用	92,856
営業経費	1,467,221
その他経常費用	267,233
貸倒引当金繰入額	61,557
その他の経常費用	205,676
経常利益	737,512
特別利益	58,814
固定資産処分益	2,588
その他の特別利益	56,226
特別損失	12,134
固定資産処分損	5,197
減損損失	6,651
その他の特別損失	285
税金等調整前当期純利益	784,193
法人税、住民税及び事業税	199,794
法人税等還付税額	△3,259
法人税等調整額	△58,800
法人税等合計	137,735
当期純利益	646,457
非支配株主に帰属する当期純利益	42,913
親会社株主に帰属する当期純利益	603,544

連結株主資本等変動計算書 第15期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

(単位：百万円)

株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,255,790	1,110,164	3,197,616	△3,609	6,559,962
会計方針の変更による累積的影響額			1,426		1,426
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,255,790	1,110,164	3,199,042	△3,609	6,561,388
当期変動額					
新株の発行	484	484		969	
剰余金の配当			△190,001		△190,001
親会社株主に帰属する当期純利益		603,544		603,544	
自己株式の取得			△1,904	△1,904	
自己株式の処分	△55		663	608	
自己株式の消却	△1		1	-	
土地再評価差額金の取崩		2,863		2,863	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	23,823			23,823	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	484	24,251	416,406	△1,239	439,903
当期末残高	2,256,275	1,134,416	3,615,449	△4,849	7,001,291

その他の包括利益累計額									
	その他有価証券評価差額金	継延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,296,039	165,264	148,483	△53,689	51,752	1,607,851	2,762	1,182,668	9,353,244
会計方針の変更による累積的影響額						1,426			
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,296,039	165,264	148,483	△53,689	51,752	1,607,851	2,762	1,182,668	9,354,670
当期変動額									
新株の発行								969	
剰余金の配当								△190,001	
親会社株主に帰属する当期純利益								603,544	
自己株式の取得								△1,904	
自己株式の処分								608	
自己株式の消却								-	
土地再評価差額金の取崩								2,863	
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								23,823	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,054	△155,091	△2,874	△15,967	93,113	△86,875	△1,008	△433,328	△521,212
当期変動額合計	△6,054	△155,091	△2,874	△15,967	93,113	△86,875	△1,008	△433,328	△81,308
当期末残高	1,289,985	10,172	145,609	△69,657	144,866	1,520,976	1,754	749,339	9,273,361

計算書類

貸借対照表 第15期末 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額		
(資産の部)					
流動資産	112,350	流動負債	1,179,516		
現金及び預金	20,190	短期借入金	656,100		
前払費用	2,788	短期社債	500,000		
その他の流動資産	89,371	未払金	2,594		
固定資産	9,157,019	未払費用	16,864		
有形固定資産	205,518	未払法人税等	111		
建物	5,040	預り金	3,010		
器具及び備品	662	前受収益	8		
土地	199,353	賞与引当金	347		
建設仮勘定	462	変動報酬引当金	480		
無形固定資産	12,705	固定負債	2,747,329		
商標権	1	社債	2,632,250		
ソフトウェア	8,715	長期借入金	65,000		
その他の無形固定資産	3,989	繰延税金負債	25,562		
投資その他の資産	8,938,795	退職給付引当金	4,638		
投資有価証券	131,995	その他の固定負債	19,879		
関係会社株式	6,074,554	負債の部合計	3,926,845		
関係会社長期貸付金	2,697,250	(純資産の部)			
長期前払費用	137	株主資本	5,288,113		
前払年金費用	12,563	資本金	2,256,275		
その他	22,294	資本剰余金	1,196,258		
		資本準備金	1,196,167		
		その他資本剰余金	91		
		利益剰余金	1,839,725		
		利益準備金	4,350		
		その他利益剰余金	1,835,375		
		繰越利益剰余金	1,835,375		
		自己株式	△ 4,145		
		評価・換算差額等	52,655		
		その他有価証券評価差額金	52,655		
		新株予約権	1,754		
		純資産の部合計	5,342,523		
		負債及び純資産の部合計	9,269,369		
資産の部合計	9,269,369				

損益計算書 第15期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	378,084
関係会社受取配当金	328,148
関係会社受入手数料	49,936
営業費用	38,926
販売費及び一般管理費	38,926
営業利益	339,157
営業外収益	43,420
受取利息及び配当金	3,143
貸付金利息	39,359
その他の営業外収益	917
営業外費用	56,095
支払利息	1,288
短期社債利息	166
社債利息	37,304
社債発行費	9,835
その他の営業外費用	7,500
経常利益	326,482
特別利益	1,138
関係会社株式処分益	1,138
その他の特別利益	0
特別損失	206
その他の特別損失	206
税引前当期純利益	327,414
法人税、住民税及び事業税	519
法人税等調整額	217
法人税等合計	737
当期純利益	326,676

株主資本等変動計算書 第15期（2016年4月1日から2017年3月31日まで） (単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剩余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剩余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	2,255,790	1,195,682	147	1,195,830	4,350	1,698,699	1,703,049	△2,813	5,151,857
当期変動額									
新株の発行	484	484		484					969
剰余金の配当						△190,001	△190,001		△190,001
当期純利益						326,676	326,676		326,676
自己株式の取得								△1,434	△1,434
自己株式の処分			△55	△55				102	46
自己株式の消却			△1	△1				1	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	484	484	△56	427	—	136,675	136,675	△1,331	136,256
当期末残高	2,256,275	1,196,167	91	1,196,258	4,350	1,835,375	1,839,725	△4,145	5,288,113
評価・ 換算差額等									
	その他 有価証券 評価差額金	新株予約権		純資産合計					
当期首残高		42,588	2,762	5,197,208					
当期変動額									
新株の発行				969					
剰余金の配当				△190,001					
当期純利益				326,676					
自己株式の取得				△1,434					
自己株式の処分				46					
自己株式の消却				—					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	10,067		△1,008	9,058					
当期変動額合計	10,067		△1,008	145,315					
当期末残高	52,655		1,754	5,342,523					

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江見 瞳生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高木 竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 亀井 純子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 慎一	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 江見 瞳生	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高木 竜二	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 亀井 純子	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 慎一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上のことから、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会

監 査 委 員 高 橋 秀 行	㊞
監 査 委 員 関 哲 夫	㊞
監 査 委 員 甲斐中 辰 夫	㊞
監 査 委 員 阿 部 紘 武	㊞
監 査 委 員 船 木 信 克	㊞

（注）監査委員 関 哲夫、甲斐中 辰夫および阿部 紘武は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

コーポレート・ガバナンスについて

当社では、取締役会およびコーポレート・ガバナンスに関する「目指す姿」の実現に向け、継続的に取り組んでおります。株主の皆さんを始めとするさまざまなステークホルダーの価値創造に配慮した経営を行うとともに、持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を実現し、その結果、内外の経済・産業の発展と社会の繁栄に貢献していくことによってその社会的役割・使命を全うしていくため、株主の皆さんから付託を受けた取締役会を中心とした企業統治システムを構築し、コーポレート・ガバナンスの充実に尽力しております。

1. 取締役会議長インタビュー



取締役会議長である社外取締役の大田氏に、当社のコーポレート・ガバナンスにおける取り組み等についてお聞きしました。



profile

大田 弘子（おおた ひろこ）

2004年 内閣府政策統括官
2005年 政策研究大学院大学教授
2006年 経済財政政策担当大臣
2008年 政策研究大学院大学教授（現職）
2014年 当社取締役（取締役会議長）（現職）



当社は2014年度よりガバナンス改革に取り組んできましたが、今の当社をどう見ておきますでしょうか。



これまで3年間、社内と社外の取締役が一体となって、強い決意でガバナンス改革に取り組んできました。〈みずほ〉は確実に変わりつつあります。2016年度の取締役会では、社外取締役の多様かつ異質な視点を入れながら、事業ポートフォリオの明確化やコスト構造改革、店舗戦略など収益力強化への課題に取り組みました。



当社の今後の課題についてどのようにお考えでしょうか。



収益力を本格的に高めてこそガバナンス改革は成功したと言えるので、生産性向上やコスト構造改革をさらに深く踏み込んで実行することが今後の課題です。また、現在進めている人事改革も最も重要な課題のひとつです。人事評価における年次主義や減点主義を脱却して、社員一人ひとりの能力発揮をめざす人事改革は時間がかかりますが、やり遂げることで〈みずほ〉は闊達な強い組織になると信じています。

今年度は中期経営計画の2年目。カンパニー制導入の成果が問われる年です。社外取締役と執行側が危機感とスピード感を共有して取締役会を運営していきたいと思います。

2. 当社の企業統治システムに関する基本的な考え方・特徴

指名委員会等設置会社である当社においては、株主の皆さまに対する受託者責任を十分果たし得る、取締役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を構築しています。

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方と主な特徴は以下の通りです。

当社の企業統治システムに関する基本的な考え方

実効性	■ 監督と経営の分離の徹底
迅速性	■ 執行役への「業務執行の決定」の最大限の委任
透明性・公正性	■ 経営監督における独立性確保
グローバル	■ グローバルスタンダードの採用

当社の企業統治システムの主な特徴

取締役の構成	■ 非執行取締役が全取締役の過半数
取締役会議長	■ 取締役会議長は原則として社外取締役
指名・報酬委員会の構成	■ 指名・報酬委員会のメンバーは全員社外取締役

※株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社

3. 取締役会および各委員会の運営について

前述の基本的な考え方を実現する制度として、現行の法制下においては指名委員会等設置会社が最も有効であると考え、当社は指名委員会等設置会社を選択しています。当社の取締役会および各委員会における主な役割・当年度の運営状況は以下の通りです。

取締役の選任

取締役会

- ▶ 取締役会議長は原則社外取締役
- ▶ 過半数が非執行取締役

社外取締役



社内非執行取締役



社内執行取締役



主な役割

取締役会は、法令上取締役会の専決事項とされている経営の基本方針等の業務執行の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行の監督を主な役割としています。法令上の取締役会の専決事項以外の業務執行の決定を原則として執行役社長へ委任しており、また、運営においては、取締役会議長が中心となって真に必要な議案への絞り込みを行い、経営の根幹に関わる案件について、社外取締役による高い目線での意見・提言を含め、自由闊達で本質的な議論を展開しております。

当年度の運営

2016年度は13回開催し、カンパニー制導入による収益構造の転換・事業ポートフォリオ・コスト構造改革・店舗戦略・本部改革等について質の高い審議を実施するとともに、取締役が経営全般を俯瞰して把握すること等を目的として、重点戦略の執行状況や業績・重要課題等について報告を受けました。

株主総会

取締役の選任・解任議案の決定

指名委員会

- ▶ メンバーは全員社外取締役

社外取締役



主な役割

指名委員会は、当社グループの経営から十分に独立した立場にある社外取締役が中心となり、役員人事の客觀性や透明性を確保することを役割としています。当社および中核子会社の取締役人事等について、委員長指示により執行役社長が原案を策定し、議論を重ねます。その過程においては、執行役社長および指名委員会・報酬委員会の委員である社外取締役で構成する人事検討会議にて外部評価等の客觀的な指標や業務経験に基づく専門性等も踏まえた議論を行っているほか、個別面談や役員による取締役会報告の機会を確保する等の対応を行い、社外取締役を中心とした透明性の高い役員人事決定プロセスの実効性を確保しております。

当年度の運営

2016年度は12回開催し、当社の取締役候補者の決定、中核子会社の取締役選任および代表取締役の選定に関する承認等を行いました。

報酬決定**報酬委員会** ▶ メンバーは全員社外取締役社外取締役 **主な役割**

報酬委員会は、当社グループの経営から十分に独立した立場にある社外取締役を中心となり、役員報酬の客觀性や透明性を確保することを役割としています。社外取締役を中心とした客觀的かつ透明性の高い検討プロセスのもとで、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定のほか、中核子会社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認、ならびに当社および中核子会社の役員報酬に関する基本方針、役員報酬制度の決定を行います。また、当社の中長期的な業績や、同業他社を含む他社の事例に加え、経済や社会の状勢等も踏まえたうえで、役員が果たすべき役割・責任に応じた報酬制度について議論を重ね、必要な見直しを行っております。

当年度の運営

2016年度は13回開催し、当社および中核子会社の役員報酬制度についてカンパニー制導入等を踏まえた見直しを行うとともに、当社取締役および執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核子会社取締役の個人別の報酬の承認等を行いました。

職務執行監査**監査委員会** ▶ 過半数が社外取締役社外取締役  社内非執行取締役 **主な役割**

監査委員会は、取締役および執行役の職務の執行について、適法性および妥当性の監査を行うことを主な役割としています。取締役および執行役の職務執行の監査に必要な事項に關し、監査委員会において取締役、執行役、使用人および会計監査人（以下、「取締役等」といいます）から適時・適切に報告を受け説明を求めるとともに、必要に応じ指示・提言を行います。また、常勤監査委員が行う執行部門における重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役等からの報告徴収、内部監査グループ等との連携等を含め、執行部門の意思決定の過程および内容の確認を行うことで、監査委員会としての監査の実効性を確保しております。

当年度の運営

2016年度は18回開催し、監査計画の策定に加え、内部監査基本計画および内部監査グループ長の委嘱に関する同意等について決議するとともに、取締役および執行役の職務の執行状況等について確認を行いました。

当社における企業統治システムの基本的な考え方、枠組み、運営方針を定めた「コーポレート・ガバナンスガイドライン」（2017年4月24日付改定版）につきましては、当社ホームページに掲載しております。

■ URL <https://www.mizuho-fg.co.jp/company/structure/governance/index.html>

中期計画における財務目標の達成状況

■ 財務目標（2018年度）

【】16年度実績



グループ経費率 ^{*3}	60%程度 次期システム等関連経費を除き50%台後半 2020年度：50%台半ばを目指す
政策保有株式	5,500億円削減 ^{*4}

*1 バーゼル3完全施行ベース（現行規制を前提）、その他有価証券評価差額金を除く

*2 その他有価証券評価差額金を除く

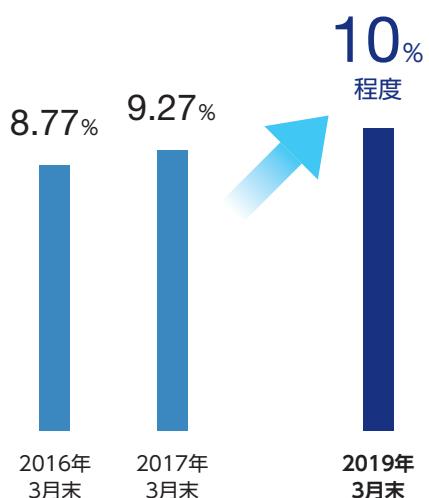
*3 グループ合算

*4 国内上場株式、取得原価ベース、2015～2018年度の累計額

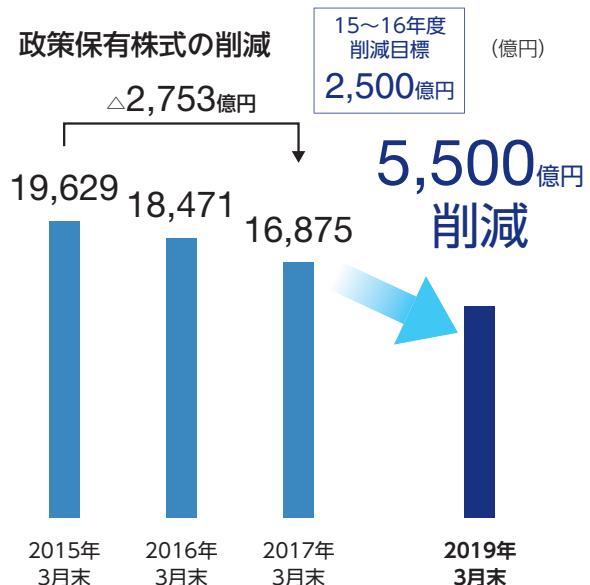
■ 主な目標の進捗状況

安定的な収益構造と強固な財務基盤の構築に向け着実に前進

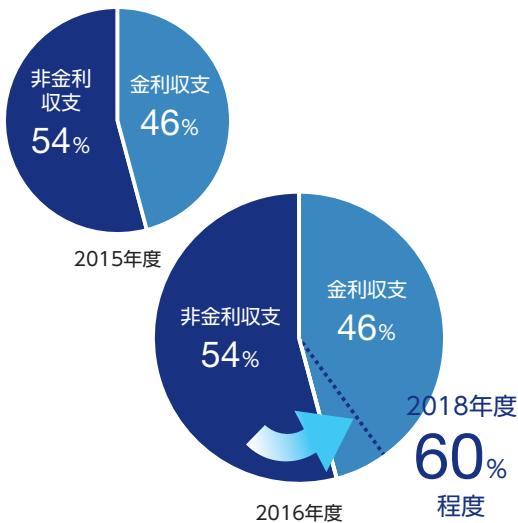
CET1比率（除くその他有価証券評価差額金）



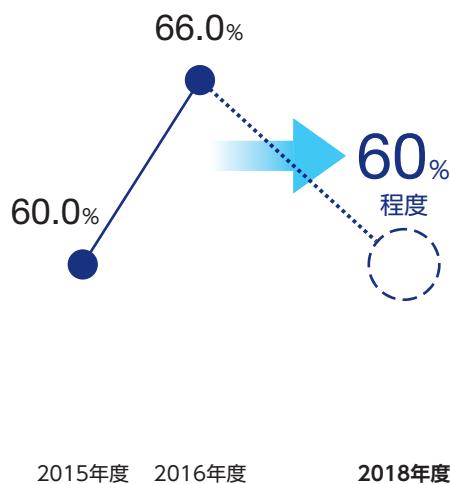
政策保有株式の削減



非金利収支比率



経費率



決算ハイライト

詳細につきましては、ホームページの「決算の概要」をご参照ください。

■URL <https://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/summary/index.html>

収益の状況

連結	2016年度 (億円)	
	実績	前年度比
連結粗利益	20,927	△ 1,288 □
連結業務純益^{※1}	6,634	△ 1,894 □
与信関係費用	△ 475	△ 170 □
株式等関係損益	2,421	+ 364 □
経常利益	7,375	△ 2,600 □
親会社株主純利益^{※2}	6,035	△ 673 □

※1 連結粗利益-経費（除く臨時処理分）+持分法による投資損益等連結調整

※2 親会社株主に帰属する当期純利益

銀行・信託	2016年度 (億円)	
	実績	前年度比
業務粗利益	14,414	△ 1,579 □
顧客部門	11,997	*3 △ 457 □
市場部門・その他	2,416	*3 △ 1,123 □
経費（除く臨時処理分）	△ 9,471	△ 361 □
実質業務純益	4,943	△ 1,941 □
与信関係費用	△ 493	△ 225 □
株式等関係損益 ^{※4}	2,105	+ 290 □
経常利益	5,228	△ 2,400 □
当期純利益	3,880	△ 1,426 □

※3 前年度の計数を2016年度管理会計ベースに組み換えて算出

※4 ETF関係損益325億円（前年度比+297億円）を含む

証券 ^{※5}	2016年度 (億円)	
	実績	前年度比
純営業収益	3,659	△ 492 □
販管費	△ 2,909	+ 386 □
経常利益	758 ^{※6}	△ 96 □
みずほ証券の株主に帰属する当期純利益^{※2}	1,885^{※7}	+ 1,274 □

親会社株主純利益 ^{※2} その他連単差	2016年度 (億円)	
	実績	前年度比
アセットマネジメントOne	64	— □
みずほ銀行主要海外子会社	241 ^{※8}	△ 5 □
みずほ信用保証	210	△ 12 □
その他子会社及び連結調整	△ 245 ^{※9}	△ 504 □

※5 米国みずほ証券は2016年度第2四半期から、新光投信は同第3四半期からみずほ証券連結の対象外

※6 みずほ証券連結と米国みずほ証券（2Q～4Q）の経常利益の単純合算は944億円

※7 みずほ証券の親会社株主純利益には、米国みずほ証券の株式売却益451億円、新光投信の同売却益545億円を含み、FG連結の同利益においては同額連結消去

※8 米国みずほ証券の当期純利益（2Q～4Q）111億円を含む

※9 アセットマネジメントOne発足に伴う特別利益562億円を含む

親会社株主純利益^{※2}は6,035億円となり、年度計画6,000億円に対し100%の達成率

連結業務純益は、マイナス金利影響や国債等債券売却益の減少等により前年度比減少

政策保有株式の削減目標の超過達成や、市場部門の機動的なオペレーションにより、前年度を上回る株式等関係損益を計上

みずほ証券のグループ企業再編に伴う税効果やアセットマネジメントOne発足に伴う特別利益が親会社株主純利益^{※2}に寄与

用語解説

● 業務粗利益

銀行等の金融機関において、本来の業務でどれくらいの利益をあげているかを示すものです。

- 「資金運用収支」（貸出金利息や預金利息等資金運用に関わる収支）
- 「役務取引等収支」（振込手数料等サービス提供に関わる収支）
- 「特定取引収支」（証券業務や金融派生商品、金銭債権から生じる損益等の収支）
- 「その他業務収支」（銀行本来の業務の内、上記3つ以外の業務）

の合計で、一般事業会社における粗利益（＝売上－仕入）に相当するものです。

● 実質業務純益

業務粗利益と並び、銀行等の金融機関における本業での利益を示す指標として用いられていますが、業務粗利益から業務を行ううえで掛かった経費をさらに差し引いて算出されるものです。

国内貸出金 銀行・信託

国内貸出金残高（平残）※1



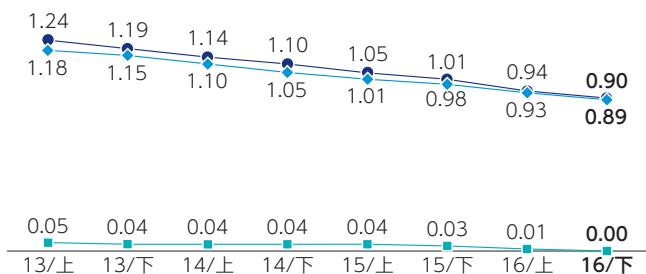
用語解説

● 国内貸出金残高（平残）

国内における貸出金の平均残高を示しています。

国内預貸金利回差※2

● 貸出金利回…a ◆ 預貸金利回差…a – b ■ 預金債券等利回…b (%)



※2 金融機関（(株)みずほフィナンシャルグループを含む）・政府等向け貸出金を除く、国内業務部門

海外貸出金 銀行

海外貸出金残高（平残）※3, ※4

【管理会計】



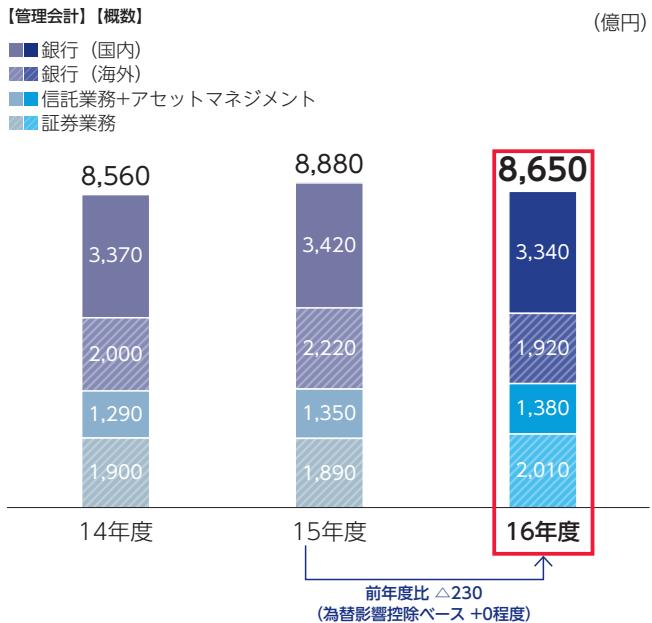
用語解説

● 国内預貸金利回差（平残）

国内における、貸出金利回と預金等利回の差（貸出金利回－預金等利回）を示しています。

決算ハイライト

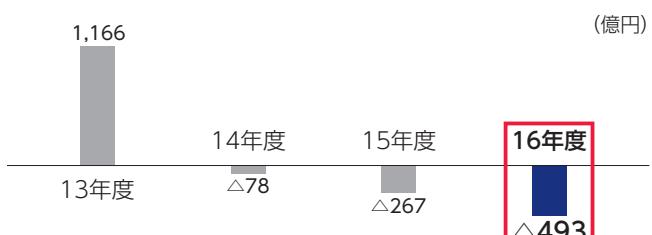
非金利収支（顧客部門） グループ合算



金融再生法開示債権※



与信関係費用※



※ 銀行勘定+信託勘定

用語解説

● 金融再生法開示債権

金融再生法に基づき、銀行の保有する債権（貸出金等）を回収可能性に応じて①正常債権、②要管理債権、③危険債権、④破産更生債権及びこれらに準ずる債権に分類し、正常債権以外の残高を金融再生法開示債権の残高（所謂、不良債権残高）として開示しています。



● 不良債権比率

不良債権（前記、金融再生法開示債権）を総与信で割った比率を不良債権比率として開示しています。貸出資産等の健全性を示す指標として用いられています。

自己資本の状況

	2016年 3月末	2017年 3月末	(億円)
(1) 普通株式等Tier1資本	65,664	70,016	
資本金・資本剰余金・利益剰余金	64,603	70,006	
(2) その他Tier1資本	13,386	12,098	
その他Tier1資本調達手段	3,000	7,600	
適格旧Tier1資本調達手段	11,440	5,775	
(3) Tier2資本	17,335	18,394	
Tier2資本調達手段	4,935	8,524	
適格旧Tier2資本調達手段	9,629	8,421	
(4) 総自己資本 (1) + (2) + (3)	96,386	100,509	
(5) リスク・アセット	625,311	617,171	
信用リスク・アセットの額	575,884	560,600	
マーケット・リスク相当額に 係る額	16,960	22,828	
オペレーショナル・リスク 相当額に係る額	32,466	33,742	
(6) 総自己資本比率	15.41%	16.28%	
Tier1比率	12.64%	13.30%	
普通株式等Tier1比率	10.50%	11.34%	
同 (完全施行ベース) ^{*1,*2}	10.85%	11.37%	
同 (完全施行ベース、 その他有価証券評価差額金を 除く) ^{*1,*2}	8.77%	9.27%	
(7) レバレッジ比率	3.98%	3.95%	

自己資本比率



〈普通株式等Tier1比率〉

着実に普通株式等Tier1資本を積上げ

2017年3月末の普通株式等Tier1比率は11.34%

完全施行ベース^{*1}での普通株式等Tier1比率は11.37%

完全施行ベース^{*1}、その他有価証券評価差額金を除く普通株式等Tier1比率は9.27%

*1 2019年3月末の完全施行時基準、調整項目を全額控除した当社試算

*2 2016年3月末は第十一回第十一種優先株式（2016年3月末残高989億円）を含む当社試算。2016年7月1日一斉取得済。

用語解説

● 普通株式等Tier1比率

Tier1はBIS（国際決済銀行）が定める銀行の自己資本の中の基本的項目で、普通株式等Tier1は、Tier1のうち特に資本性の高い普通株式等で構成されます。リスク・アセットに対する普通株式等Tier1の比率が普通株式等Tier1比率で、銀行の健全性を示す指標として用いられています。

〈レバレッジ比率〉

2017年3月末のレバレッジ比率は3.95%

用語解説

● レバレッジ比率

自己資本比率の補完的指標で、リスク・ウェイトによる調整を行わないエクスポート額に対するTier1の比率を示し、銀行の健全性を示す指標として用いられています。

株主還元について

2016年度普通株式年間配当金：7円50銭

- 2016年度の普通株式の年間配当金は、7円50銭とさせていただきました。
また、2017年度の年間配当予想につきましても、当期と同額の7円50銭とさせていただきました。
- 当社は、株主還元につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施する方針としております。
- 同方針のもと、当社取締役会は、2016年度の親会社株主に帰属する当期純利益が6,035億円と業績予想を達成したこと、将来の業績見通し、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制をはじめとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、しっかりと検討を重ね、2016年度配当および2017年度配当予想を決定いたしました。

	2016年度（年間）	うち期末
普通株式1株当たり配当金	7円50銭	3円75銭
配当金の総額	1,903億円	951億円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,035億円	

当社は定款に従い、剰余金の配当を、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとしております。期末配当金については、5月15日取締役会にて決定しております。

配当の決定機関を取締役会とすることについては、P32をご参照ください。

年間スケジュール 株主の皆さんに関係するスケジュールのご案内です。



資本政策の基本方針

「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る
「規律ある資本政策」を遂行

安定的な 自己資本の 充実

**普通株式等Tier1 (CET1) 比率^{※1}目標10%程度 (2019年3月末時点)
2017年3月末CET1比率^{※1} : 9.27%**

※1:バーゼルⅢ 完全施行ベース (現行規制を前提) その他有価証券評価差額金を除く

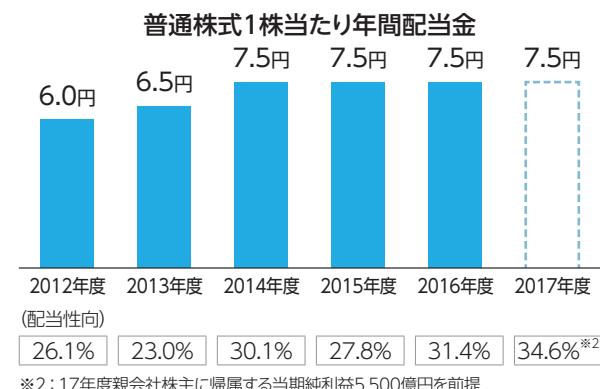
経済環境の悪化時も、金融仲介機能を充分に発揮するため、
外部環境へのストレス耐性を高める

着実な 株主還元

連結配当性向30%程度を
一つの目処とした上で
安定的な配当を実施
(2014年度以降)

更なる自己資本の充実を図り
つつ、着実な株主還元を継続

**2017年度年間配当金：
7円50銭 (予想)**



※2: 17年度親会社株主に帰属する当期純利益5,500億円を前提

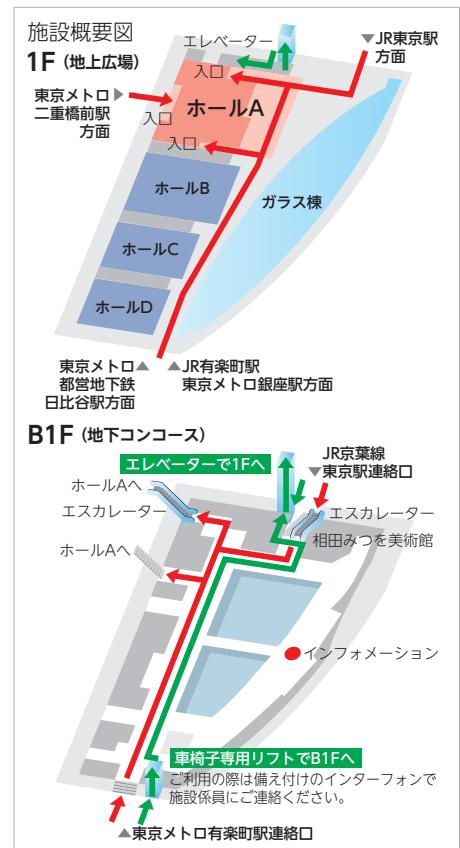
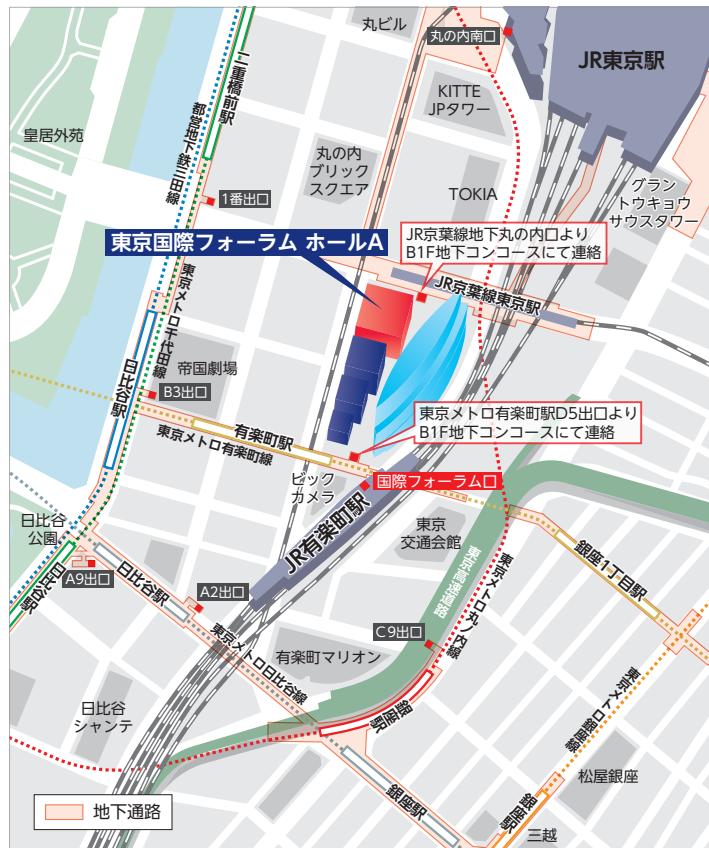


株式会社みずほフィナンシャルグループ 第15期定時株主総会 会場のご案内



東京国際フォーラム（ホールA）

東京都千代田区丸の内三丁目5番1号



交通のご案内

JR ● 山手線 ● 京浜東北線

「有楽町駅」

国際フォーラム口より徒歩1分

東京メトロ ● 有楽町線

「有楽町駅」

D5出口よりB1F地下コンコースにて連絡

〈有楽町以外の最寄りの駅〉

J R 東 京 駅	丸の内南口より徒歩5分
	京葉線地下丸ノ内口よりB1F地下コンコースにて連絡
● 日比谷線	日 比 谷 駅 A 2 出 口 徒 步 5 分
● 銀 座 線	銀 座 駅 C 9 出 口 徒 步 5 分
● 千代田線	銀 座 駅 C 9 出 口 徒 步 7 分
● 丸ノ内線	二 重 橋 前 駅 1 番 出 口 徒 步 5 分
● 三 田 線	日 比 谷 駅 A 9 出 口 徒 步 7 分
● 銀 座 線	銀 座 駅 C 9 出 口 徒 步 5 分
● 三 田 線	日 比 谷 駅 B 3 出 口 徒 步 5 分

お願い：当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
株主さまへのお土産はご用意しておりません。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。